

有価証券報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社横浜銀行

(E03559)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	24
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	25
5 【経営上の重要な契約等】	27
6 【研究開発活動】	27
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
第3 【設備の状況】	29
1 【設備投資等の概要】	29
2 【主要な設備の状況】	29
3 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
(1) 【株式の総数等】	31
① 【株式の総数】	31
② 【発行済株式】	31
(2) 【新株予約権等の状況】	31
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	36
(4) 【ライツプランの内容】	36
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	37
(6) 【所有者別状況】	37
(7) 【大株主の状況】	38
(8) 【議決権の状況】	38
① 【発行済株式】	38
② 【自己株式等】	38
(9) 【ストックオプション制度の内容】	39

2	【自己株式の取得等の状況】	44
	【株式の種類等】	44
	(1) 【株主総会決議による取得の状況】	44
	(2) 【取締役会決議による取得の状況】	44
	(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	44
	(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	45
3	【配当政策】	45
4	【株価の推移】	45
	(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】	45
	(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】	45
5	【役員の状況】	46
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	50
	(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】	50
	(2) 【監査報酬の内容等】	54
	① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】	54
	② 【その他重要な報酬の内容】	54
	③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】	54
	④ 【監査報酬の決定方針】	54
第5	【経理の状況】	55
1	【連結財務諸表等】	56
	(1) 【連結財務諸表】	56
	① 【連結貸借対照表】	56
	② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	58
	【連結損益計算書】	58
	【連結包括利益計算書】	59
	③ 【連結株主資本等変動計算書】	60
	④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	63
	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】	65
	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】	68
	【表示方法の変更】	68
	【追加情報】	68
	【注記事項】	69
	【事業の種類別セグメント情報】	94
	【所在地別セグメント情報】	94
	【海外（国際業務）経常収益】	94
	【セグメント情報】	95
	【関連情報】	95
	【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	95
	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	95

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	95
【関連当事者情報】	95
⑤ 【連結附属明細表】	97
【社債明細表】	97
【借入金等明細表】	97
【資産除去債務明細表】	97
(2) 【その他】	97
2 【財務諸表等】	98
(1) 【財務諸表】	98
① 【貸借対照表】	98
② 【損益計算書】	101
③ 【株主資本等変動計算書】	103
【重要な会計方針】	106
【会計方針の変更】	108
【注記事項】	109
④ 【附属明細表】	114
【有形固定資産等明細表】	114
【引当金明細表】	114
(2) 【主な資産及び負債の内容】	115
(3) 【その他】	115
第6 【提出会社の株式事務の概要】	116
第7 【提出会社の参考情報】	117
1 【提出会社の親会社等の情報】	117
2 【その他の参考情報】	117
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	118
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月22日
【事業年度】	第150期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 寺澤 辰麿
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045) 225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部主計室 室長 前川 洋二
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03) 3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 岩田 英樹
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	260,784	317,949	338,729	301,235	284,744
連結経常利益	百万円	108,810	111,810	8,449	53,782	81,667
連結当期純利益	百万円	66,289	68,270	7,344	30,946	47,089
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	40,077
連結純資産額	百万円	761,677	748,348	714,086	761,580	786,948
連結総資産額	百万円	11,402,180	11,989,520	12,034,535	11,984,313	12,520,526
1株当たり純資産額	円	514.61	513.03	489.49	523.87	540.87
1株当たり当期純利益金額	円	47.41	49.52	5.38	22.75	34.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	47.28	49.43	5.38	22.75	34.61
自己資本比率	%	6.28	5.86	5.53	5.94	5.87
連結自己資本比率 (国内基準)	%	11.19	10.80	10.92	—	—
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	—	—	—	12.20	12.28
連結自己資本利益率	%	9.49	9.61	1.07	4.49	6.50
連結株価収益率	倍	18.54	13.67	77.69	20.13	11.40
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	286,041	△97,986	116,983	402,142	412,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△270,592	141,953	△30,328	△365,485	△273,939
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△67,163	△36,953	34,421	25,207	△14,791
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	204,697	211,666	332,711	394,564	518,666
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,015 〔4,014〕	4,349 〔4,068〕	4,743 〔4,102〕	4,784 〔4,192〕	4,768 〔4,194〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成21年度末から国際統一基準、平成20年度以前は国内基準を採用しております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第146期	第147期	第148期	第149期	第150期
決算年月		平成19年 3 月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
経常収益	百万円	255,361	293,098	292,609	256,063	242,425
経常利益	百万円	106,861	109,874	9,629	52,853	74,980
当期純利益	百万円	65,800	66,468	8,653	31,000	45,449
資本金	百万円	215,481	215,597	215,628	215,628	215,628
発行済株式総数	千株	1,392,506	1,370,947	1,361,071	1,361,071	1,361,071
純資産額	百万円	716,152	701,245	665,595	712,294	733,879
総資産額	百万円	11,079,951	11,625,677	11,693,332	11,681,828	12,245,341
預金残高	百万円	9,827,028	9,996,893	10,175,032	10,448,323	10,753,145
貸出金残高	百万円	8,114,450	8,578,995	9,008,333	8,525,715	8,644,177
有価証券残高	百万円	1,668,026	1,410,983	1,357,930	1,750,458	2,004,082
1株当たり純資産額	円	514.37	511.83	489.39	523.64	539.45
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	10.00 (3.50)	11.50 (5.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)
1株当たり当期純利益金額	円	47.06	48.21	6.34	22.79	33.42
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	46.93	48.12	6.34	22.78	33.40
自己資本比率	%	6.46	6.03	5.69	6.09	5.99
単体自己資本比率 (国内基準)	%	11.08	10.78	10.78	—	—
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	—	—	—	11.97	12.03
自己資本利益率	%	9.42	9.37	1.26	4.50	6.28
株価収益率	倍	18.67	14.04	65.93	20.09	11.81
配当性向	%	21.19	23.70	157.13	43.86	29.92
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	3,454 〔 367〕	3,701 〔 353〕	3,944 〔 343〕	3,937 〔 348〕	3,902 〔 366〕

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第150期(平成23年3月)中間配当についての取締役会決議は平成22年11月12日に行いました。

3. 第146期(平成19年3月)の1株当たり配当額のうち3.00円は特別配当であります。

4. 第147期(平成20年3月)の1株当たり配当額のうち1.50円は特別配当であります。

5. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、平成22年3月から国際統一基準、平成21年3月以前は国内基準を採用しております。

2 【沿革】

大正 9 年12月	株式会社横浜興信銀行設立。（大正 9 年12月20日設立登記、資本金100万円）
昭和 2 年12月	株式会社左右田銀行と合同。
昭和 3 年 4 月	株式会社第二銀行（前身は明治 7 年設立の第二国立銀行）と合同。
昭和16年12月	一県一行主義の政府方針を受け県内 6 行（株式会社鎌倉銀行、株式会社明和銀行、株式会社平塚江陽銀行、株式会社相模銀行、株式会社秦野銀行、株式会社足柄農商銀行）と合同、神奈川県下に本店を置く唯一の普通銀行となる。
昭和32年 1 月	株式会社横浜銀行と行名を変更。
昭和36年 9 月	東京証券取引所へ上場。
昭和46年12月	第 1 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 1 月	第 2 次オンラインシステム稼働開始。
昭和54年 9 月	横浜ファイナンス株式会社を設立。
昭和58年 4 月	公共債の窓口販売業務開始。
昭和58年10月	バンクカード業務開始。
昭和59年 5 月	横浜ファイナンス株式会社を浜銀ファイナンス株式会社に社名変更。
昭和59年 6 月	公共債ディーリング業務開始。
昭和64年 1 月	第 3 次オンラインシステム稼働開始。
平成 5 年 7 月	現本店竣工。
平成 9 年 4 月	中期経営計画「イノベーション21」スタート。
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始。
平成11年 3 月	第 1 回優先株式700億円、第 2 回優先株式300億円を発行。
平成11年 4 月	執行役員制度を導入。
平成13年 4 月	損害保険の窓口販売業務開始。
平成14年10月	個人年金保険の窓口販売業務開始。
平成15年 4 月	中期経営計画「バリューアップ」スタート。
平成15年 6 月	浜銀ファイナンス株式会社の株式の一部を住商リース株式会社へ譲渡。
平成16年 7 月	第 1 回優先株式700億円のうち550億円を普通株式転換後市中売却。
平成16年 7 月	第 2 回優先株式300億円を買入消却。
平成16年 7 月	経営諮問会議を新設。
平成16年 8 月	第 1 回優先株式700億円の残り150億円を買入（平成17年 5 月消却）。
平成17年 4 月	中期経営計画「Go Forward!」スタート。
平成17年 6 月	証券仲介業務開始。
平成18年 3 月	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ（株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとシステム共同利用に関する基本契約締結。
平成18年 3 月	海外特別目的会社Yokohama Preferred Capital Cayman Limitedにて優先出資証券400億円を発行。
平成19年 4 月	中期経営計画「New Horizon」スタート。
平成19年 7 月	住商リースからの株式取得により浜銀ファイナンス株式会社を子会社化。
平成20年 1 月	連結子会社の浜銀抵当証券株式会社を吸収合併。
平成20年11月	浜銀 T T 証券株式会社の開業に伴い、第三者割当を引き受け同社を子会社化。
平成21年 3 月	地方銀行49行からの株式取得により株式会社バンクカードサービスを子会社化。
平成22年 1 月	株式会社ほくほくフィナンシャルグループ（株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行）、株式会社エヌ・ティ・ティ・データとのシステム共同利用プロジェクトにおいて、両行に先行して当該システムの利用を開始。
平成22年 4 月	中期経営計画「New Horizon 2nd Stage」スタート。

（平成23年 3 月末現在、国内本支店196、出張所 8、海外支店 1、海外駐在員事務所 3）

3【事業の内容】

当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行及び子会社14社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、金融商品取引業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1

（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔銀行業〕

当行の本店ほか支店・出張所においては、地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核業務と位置づけて、以下の業務に積極的に取り組んでおります。

- ① 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引及び為替取引
- ② 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
- ③ 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
- ④ 信託業務
- ⑤ 前各号のほか銀行法により銀行が営むことのできる業務及び担保付社債信託法、社債、株式等の振替に関する法律、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
- ⑥ その他前各号に付帯または関連する事項

（注）上記の業務中「④ 信託業務」については現在営んでおりません。

〔リース業〕

子会社の浜銀ファイナンス株式会社において、金融サービスの一環として、リース業務に取り組んでおります。

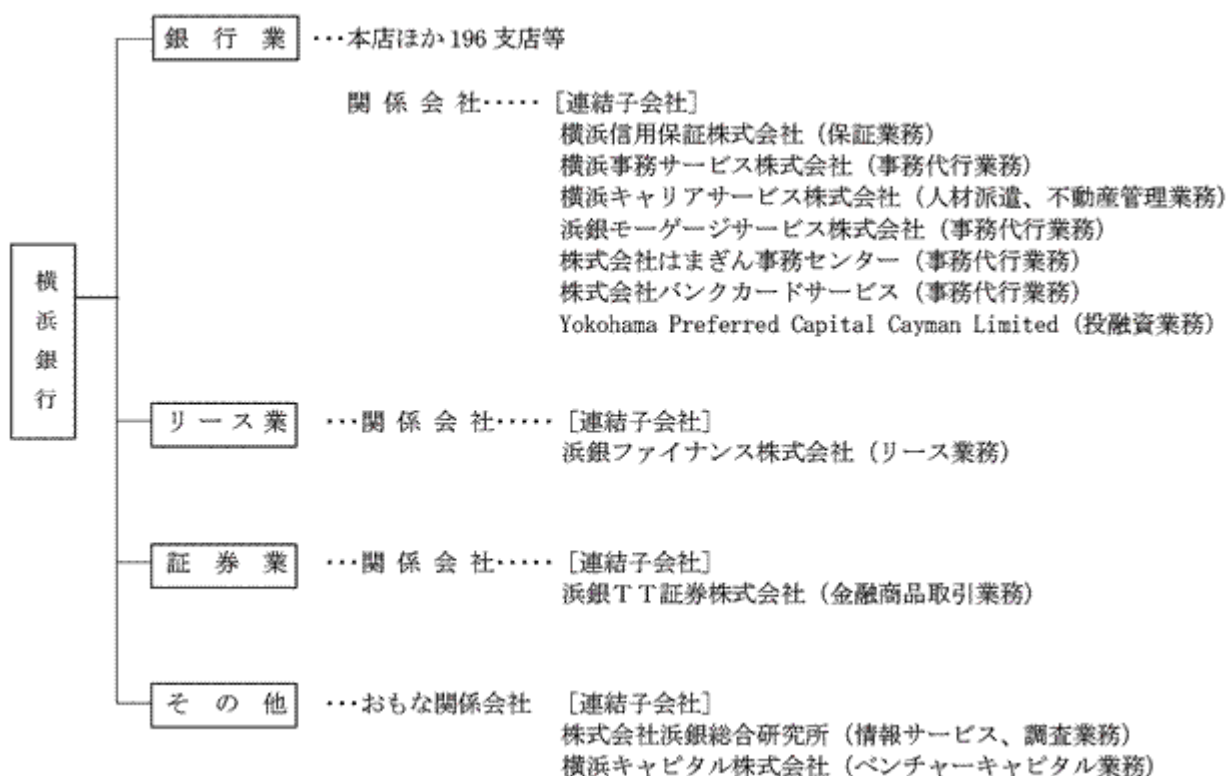
〔証券業〕

子会社の浜銀T T証券株式会社において、金融サービスの一環として、金融商品取引業務に取り組んでおります。

〔その他〕

子会社において、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務等を行っており、お客さまの幅広い金融ニーズに対応していくための業務と位置づけて、取り組んでおります。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の 取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
横浜事務サービス株式会社	横浜市 港北区	20	銀行業	100	2	—	預金取引	—	—
横浜キャリアサービス株式 会社	横浜市 西区	30	銀行業	100	5	—	預金取引	—	—
浜銀モーゲージサービス株 式会社	横浜市 西区	30	銀行業	100	3	—	預金取引	—	—
株式会社はまぎん事務セン ター	横浜市 港北区	30	銀行業	100	4	—	預金取引	—	—
横浜信用保証株式会社	横浜市 西区	50	銀行業	40	4	—	預金取引 保証取引	当行より建 物の賃借	—
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市 西区	200	リース業	(51) 100	6	—	金銭貸借預 金取引 リース取引	当行より建 物の賃借	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市 西区	300	その他	(30) 65	4	—	金銭貸借預 金取引	当行より建 物の賃借	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市 西区	100	その他	(60) 95	2	—	預金取引	当行より建 物の賃借	—
浜銀T T証券株式会社	横浜市 西区	3,307	証券業	51	—	—	預金取引	当行より建 物の賃借	—
株式会社バンクカードサー ビス	横浜市 西区	200	銀行業	78	3	—	預金取引	当行より建 物の賃借	—
Yokohama Preferred Capital Cayman Limited	英国領西イ ンド諸島グ ランドケイ マン	41,000	銀行業	100	2	—	金銭貸借預 金取引	—	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのはYokohama Preferred Capital Cayman Limitedであります。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	4,391 [4,119]	125 [33]	173 [21]	79 [21]	4,768 [4,194]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,138人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3,902 [366]	36.5	13.6	7,066

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員377人を含んでおりません。
なお、取締役を兼任しない執行役員10名を含んでおります。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,861人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度のわが国経済を振り返りますと、前半は海外経済の回復に支えられた輸出の増加や、家電エコポイント制度など政府による消費刺激策の効果により、景気が回復基調を維持しました。しかし後半になると海外経済の減速などから輸出の増勢が弱まり、また雇用・所得情勢の改善が鈍いなかで、エコカー補助金終了に伴う乗用車購入の反動減の影響もあり、個人消費が鈍い動きとなりました。さらに年度末には東日本大震災の発生に伴い、景気は厳しい状況に陥りました。すなわち、生産設備の毀損やサプライチェーンにおける障害、震災に伴う電力の供給不足などから企業の生産活動が大幅に落ち込み、また家計では消費者心理の悪化に伴って消費を抑制する動きが現れました。

神奈川県経済につきましても、全国と同様、年度前半は輸出の増加やエコカーの駆け込み需要などで景気改善の動きが続きましたが、後半には輸出の増勢が鈍化し、また政策効果の反動が現れたことなどから、次第に景気の足踏み感が強まりました。さらに年度末には震災の発生や、その後の電力不足などを受けて生産活動が大きく落ち込み、また企業や家計のマインドも急速に悪化しました。

金融面では、日本銀行による潤沢な資金供給を受けて、短期金利が低位で安定的に推移しました。一方、長期金利は日本銀行の金融緩和政策などから一時低下する場面もありましたが、財政赤字の拡大懸念や米国の長期金利上昇などを受けて年度後半には水準を切り上げました。

このような金融経済環境のもと、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」の実現を目指し、当行グループの強みであるリージョナル・リテール分野に経営資源を集中投下し、全力をあげて経営体質の強化と業績の伸展に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、総合取引の推進等による拡大に努めました結果、当連結会計年度中に2,961億円増加し、当連結会計年度末残高は10兆7,250億円となりました。このうち、定期性預金は当連結会計年度中に767億円減少し、当連結会計年度末残高は3兆3,343億円となりました。

貸出金は、個人を中心に取引拡大に努めた結果、当連結会計年度中に1,163億円増加し、当連結会計年度末残高は8兆6,018億円となりました。

有価証券は、当連結会計年度中に2,530億円増加し、当連結会計年度末残高は1兆9,946億円となりました。

総資産は、当連結会計年度中に5,362億円増加し、当連結会計年度末残高は12兆5,205億円となりました。

損益につきましては、市中金利が低位に推移した影響による資金収益の減少を主因に、経常収益は前連結会計年度に比べ164億9千1百万円減少し、2,847億4千4百万円となりました。一方、経常費用は、与信費用を中心にその他経常費用が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ443億7千6百万円減少し、2,030億7千7百万円となりました。

以上により、当連結会計年度は、経常利益が前連結会計年度に比べ278億8千5百万円増加し、816億6千7百万円、当期純利益は、前連結会計年度に比べ161億4千3百万円増加し、470億8千9百万円となりました。

また、当連結会計年度末の国際統一基準による連結自己資本比率は、12.28%となりました。

なお、「業績等の概要」に記載している親会社及び国内連結子会社の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の増加などにより4,128億6千4百万円の収入（前連結会計年度は4,021億4千2百万円の収入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得などにより2,739億3千9百万円の支出（前連結会計年度は3,654億8千5百万円の支出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金の支払などにより147億9千1百万円の支出（前連結会計年度は252億7百万円の収入）となりました。

この結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ1,241億2百万円増加し、5,186億6千6百万円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、前連結会計年度比105億4千万円減少して1,688億38百万円、役務取引等収支は、前連結会計年度比11億47百万円増加して417億47百万円、特定取引収支は、前連結会計年度比73百万円減少して12億34百万円、その他業務収支は、前連結会計年度比37億61百万円増加して122億25百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	178,147	1,230	—	179,378
	当連結会計年度	167,552	1,284	△0	168,838
うち資金運用収益	前連結会計年度	197,256	1,239	1,218	197,277
	当連結会計年度	182,297	1,318	1,231	182,383
うち資金調達費用	前連結会計年度	19,108	8	1,218	17,898
	当連結会計年度	14,744	33	1,232	13,545
役務取引等収支	前連結会計年度	40,603	△3	—	40,600
	当連結会計年度	41,750	△3	—	41,747
うち役務取引等収益	前連結会計年度	51,018	0	—	51,019
	当連結会計年度	52,170	1	—	52,171
うち役務取引等費用	前連結会計年度	10,415	3	—	10,419
	当連結会計年度	10,419	4	—	10,423
特定取引収支	前連結会計年度	1,307	—	—	1,307
	当連結会計年度	1,234	—	—	1,234
うち特定取引収益	前連結会計年度	1,379	—	—	1,379
	当連結会計年度	1,250	—	—	1,250
うち特定取引費用	前連結会計年度	72	—	—	72
	当連結会計年度	16	—	—	16
その他業務収支	前連結会計年度	8,464	△0	—	8,464
	当連結会計年度	12,220	91	86	12,225
うちその他業務収益	前連結会計年度	44,895	—	—	44,895
	当連結会計年度	44,719	91	86	44,724
うちその他業務費用	前連結会計年度	36,431	0	—	36,431
	当連結会計年度	32,499	—	—	32,499

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比1,040億28百万円増加して11兆126億99百万円となりました。受取利息は前連結会計年度比148億94百万円減少して1,823億83百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.15%低下して1.65%となりました。

一方、資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比1,506億9百万円増加して10兆7,345億27百万円となりました。支払利息は前連結会計年度比43億53百万円減少して135億45百万円となり、この結果、利回りは前連結会計年度比0.04%低下して0.12%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	10,909,410	197,254	1.80
	当連結会計年度	11,005,787	182,297	1.65
うち貸出金	前連結会計年度	8,735,635	172,240	1.97
	当連結会計年度	8,511,138	157,850	1.85
うち有価証券	前連結会計年度	1,502,332	17,890	1.19
	当連結会計年度	1,837,633	17,681	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	74,429	410	0.55
	当連結会計年度	86,259	484	0.56
うち買入金銭債権	前連結会計年度	229,440	3,357	1.46
	当連結会計年度	201,450	2,921	1.45
うち預け金	前連結会計年度	324,950	2,747	0.84
	当連結会計年度	353,020	2,682	0.75
資金調達勘定	前連結会計年度	10,624,667	19,108	0.17
	当連結会計年度	10,775,003	14,744	0.13
うち預金	前連結会計年度	10,125,504	12,861	0.12
	当連結会計年度	10,316,937	8,143	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	182,811	349	0.19
	当連結会計年度	95,738	103	0.10
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	91,695	198	0.21
	当連結会計年度	87,957	497	0.56
うち借入金	前連結会計年度	169,184	3,378	1.99
	当連結会計年度	210,004	3,326	1.58

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定	前連結会計年度	43,849	1,239	2.82
	当連結会計年度	48,937	1,318	2.69
うち貸出金	前連結会計年度	43,065	1,236	2.87
	当連結会計年度	47,980	1,301	2.71
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち買入金銭債権	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	662	3	0.48
	当連結会計年度	787	16	2.12
資金調達勘定	前連結会計年度	2,839	6	0.22
	当連結会計年度	7,955	33	0.41
うち預金	前連結会計年度	269	3	1.21
	当連結会計年度	487	12	2.53
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	62	2	3.38
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

（注） 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り （％）
		小計	相殺消去額 （△）	合計	小計	相殺消去額 （△）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	10,953,260	44,589	10,908,671	198,493	1,216	197,277	1.80
	当連結会計年度	11,054,725	42,025	11,012,699	183,615	1,231	182,383	1.65
うち貸出金	前連結会計年度	8,778,701	41,000	8,737,701	173,476	1,213	172,263	1.97
	当連結会計年度	8,559,119	41,000	8,518,119	159,151	1,213	157,937	1.85
うち有価証券	前連結会計年度	1,502,332	1,000	1,501,332	17,890	—	17,890	1.19
	当連結会計年度	1,837,633	1,000	1,836,633	17,681	—	17,681	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	74,429	—	74,429	410	—	410	0.55
	当連結会計年度	86,259	—	86,259	484	—	484	0.56
うち買入金銭債権	前連結会計年度	229,440	—	229,440	3,357	—	3,357	1.46
	当連結会計年度	201,450	—	201,450	2,921	—	2,921	1.45
うち預け金	前連結会計年度	325,613	19	325,593	2,751	—	2,751	0.84
	当連結会計年度	353,807	25	353,782	2,699	—	2,699	0.76
資金調達勘定	前連結会計年度	10,627,507	43,589	10,583,918	19,115	1,216	17,898	0.16
	当連結会計年度	10,782,959	48,431	10,734,527	14,778	1,232	13,545	0.12
うち預金	前連結会計年度	10,125,774	19	10,125,755	12,864	—	12,864	0.12
	当連結会計年度	10,317,424	25	10,317,398	8,155	—	8,155	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	182,811	—	182,811	349	—	349	0.19
	当連結会計年度	95,738	—	95,738	103	—	103	0.10
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	91,695	—	91,695	198	—	198	0.21
	当連結会計年度	88,019	—	88,019	499	—	499	0.56
うち借入金	前連結会計年度	169,184	41,000	128,184	3,378	1,213	2,165	1.68
	当連結会計年度	210,004	41,000	169,004	3,326	1,213	2,112	1.25

（注）１．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

２．「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、前連結会計年度比11億52百万円増加して521億71百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前連結会計年度比4百万円増加して104億23百万円となりました。

この結果、役務取引等収支は、前連結会計年度比11億47百万円増加して417億47百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	51,018	0	—	51,019
	当連結会計年度	52,170	1	—	52,171
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	17,009	—	—	17,009
	当連結会計年度	17,749	—	—	17,749
うち為替業務	前連結会計年度	10,699	0	—	10,699
	当連結会計年度	10,069	0	—	10,070
うち証券関連業務	前連結会計年度	10,125	—	—	10,125
	当連結会計年度	11,079	—	—	11,079
うち代理業務	前連結会計年度	894	—	—	894
	当連結会計年度	758	—	—	758
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	1,790	—	—	1,790
	当連結会計年度	1,752	—	—	1,752
うち保証業務	前連結会計年度	3,994	—	—	3,994
	当連結会計年度	3,985	—	—	3,985
役務取引等費用	前連結会計年度	10,415	3	—	10,419
	当連結会計年度	10,419	4	—	10,423
うち為替業務	前連結会計年度	1,856	—	—	1,856
	当連結会計年度	1,861	—	—	1,861

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度の特定取引収益は、前連結会計年度比1億29百万円減少して12億5千万円となりました。

一方、特定取引費用は、前連結会計年度比56百万円減少して16百万円となりました。

この結果、特定取引収支は、前連結会計年度比73百万円減少して12億34百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	1,379	—	—	1,379
	当連結会計年度	1,250	—	—	1,250
商品有価証券収益	前連結会計年度	1,316	—	—	1,316
	当連結会計年度	1,220	—	—	1,220
その他の特定取引収益	前連結会計年度	63	—	—	63
	当連結会計年度	30	—	—	30
特定取引費用	前連結会計年度	72	—	—	72
	当連結会計年度	16	—	—	16
特定金融派生商品費用	前連結会計年度	72	—	—	72
	当連結会計年度	16	—	—	16

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当連結会計年度の特定取引資産は、前連結会計年度比579億76百万円増加して1,003億68百万円となりました。

一方、特定取引負債は、前連結会計年度比1億13百万円減少して14億6千万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	42,392	—	—	42,392
	当連結会計年度	100,368	—	—	100,368
商品有価証券	前連結会計年度	9,464	—	—	9,464
	当連結会計年度	72,018	—	—	72,018
特定金融派生商品	前連結会計年度	1,430	—	—	1,430
	当連結会計年度	1,353	—	—	1,353
その他の特定取引資産	前連結会計年度	31,497	—	—	31,497
	当連結会計年度	26,996	—	—	26,996
特定取引負債	前連結会計年度	1,573	—	—	1,573
	当連結会計年度	1,460	—	—	1,460
商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	4	—	—	4
特定金融派生商品	前連結会計年度	1,573	—	—	1,573
	当連結会計年度	1,456	—	—	1,456

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前連結会計年度	10,428,178	779	22	10,428,935
	当連結会計年度	10,725,008	108	28	10,725,087
流動性預金	前連結会計年度	6,805,997	314	—	6,806,311
	当連結会計年度	7,176,892	24	—	7,176,917
定期性預金	前連結会計年度	3,410,550	465	—	3,411,015
	当連結会計年度	3,334,311	83	—	3,334,394
その他	前連結会計年度	211,630	—	22	211,607
	当連結会計年度	213,803	—	28	213,775
譲渡性預金	前連結会計年度	48,750	—	—	48,750
	当連結会計年度	96,900	—	—	96,900
総合計	前連結会計年度	10,476,928	779	22	10,477,685
	当連結会計年度	10,821,908	108	28	10,821,987

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成22年 3月31日		平成23年 3月31日	
	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）	貸出金残高 （百万円）	構成比（％）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	8,478,755	100.00	8,594,070	100.00
製造業	952,304	11.23	930,926	10.83
農業、林業	4,360	0.05	4,281	0.05
漁業	6,225	0.07	8,074	0.09
鉱業、採石業、砂利採取業	3,693	0.04	3,689	0.04
建設業	262,300	3.09	266,916	3.11
電気・ガス・熱供給・水道業	14,478	0.17	14,481	0.17
情報通信業	63,794	0.75	62,243	0.72
運輸業、郵便業	359,637	4.24	350,265	4.08
卸売業、小売業	681,104	8.03	717,437	8.35
金融業、保険業	226,886	2.68	216,115	2.51
不動産業、物品賃貸業	2,221,072	26.20	2,219,975	25.83
その他の各種サービス業	699,288	8.25	695,265	8.09
地方公共団体	116,644	1.38	126,384	1.47
その他	2,866,967	33.82	2,978,012	34.66
海外及び特別国際金融取引勘定分	6,746	100.00	7,812	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	6,746	100.00	7,812	100.00
合計	8,485,502	—	8,601,882	—

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げることとしておりますが、平成22年３月31日現在及び平成23年３月31日現在のいずれも該当ありません。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	736,654	—	—	736,654
	当連結会計年度	765,967	—	—	765,967
地方債	前連結会計年度	293,544	—	—	293,544
	当連結会計年度	291,625	—	—	291,625
社債	前連結会計年度	500,767	—	—	500,767
	当連結会計年度	740,672	—	—	740,672
株式	前連結会計年度	154,487	—	—	154,487
	当連結会計年度	134,571	—	—	134,571
その他の証券	前連結会計年度	57,239	—	1,000	56,239
	当連結会計年度	62,809	—	1,000	61,809
合計	前連結会計年度	1,742,692	—	1,000	1,741,692
	当連結会計年度	1,995,647	—	1,000	1,994,647

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	211,959	205,187	△6,772
経費 (除く臨時処理分) (△)	99,971	98,768	△1,203
人件費 (△)	38,973	38,145	△828
物件費 (△)	54,530	54,844	314
税金 (△)	6,467	5,777	△690
実質業務純益	111,988	106,418	△5,570
一般貸倒引当金繰入額 (△)	816	300	△516
業務純益	111,171	106,118	△5,053
うち債券関係損益	△2,688	△2,078	610
臨時損益	△58,317	△31,138	27,179
不良債権処理額 (△)	55,062	28,674	△26,388
貸出金償却 (△)	23,478	14,249	△9,229
個別貸倒引当金繰入額 (△)	30,088	13,876	△16,212
延滞債権等売却損 (△)	82	104	22
その他 (△)	1,413	443	△970
株式等関係損益	2,852	△18	△2,870
その他の臨時損益	△6,107	△2,444	3,663
経常利益	52,853	74,980	22,127
特別損益	△1,746	976	2,722
固定資産処分損益	△3,041	△359	2,682
償却債権取立益	1,295	1,347	52
その他	—	△11	△11
税引前当期純利益	51,107	75,956	24,849
法人税、住民税及び事業税 (△)	29,869	13,195	△16,674
法人税等調整額 (△)	△9,762	17,312	27,074
法人税等合計 (△)	20,107	30,507	10,400
当期純利益	31,000	45,449	14,449
与信費用 (△)	55,879	28,974	△26,905
実質与信費用 (△)	54,583	27,626	△26,957

(注) 1. 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支

2. 実質業務純益＝業務粗利益－経費 (除く臨時処理分)

3. 業務純益＝実質業務純益－一般貸倒引当金繰入額

4. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

5. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

6. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

7. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

8. 与信費用＝不良債権処理額＋一般貸倒引当金繰入額

9. 実質与信費用＝与信費用－償却債権取立益

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
給料・手当	33,209	32,262	△947
退職給付費用	5,689	5,260	△429
福利厚生費	355	362	7
減価償却費	10,251	9,949	△302
土地建物機械賃借料	6,618	6,672	54
営繕費	279	214	△65
消耗品費	1,489	1,051	△438
給水光熱費	1,272	1,237	△35
旅費	151	156	5
通信費	1,238	1,169	△69
広告宣伝費	1,126	672	△454
租税公課	6,467	5,777	△690
その他	36,428	38,334	1,906
計	104,578	103,122	△1,456

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘 (国内業務部門) (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.81	1.65	△0.16
(イ) 貸出金利回	1.96	1.84	△0.12
(ロ) 有価証券利回	1.18	0.95	△0.23
(2) 資金調達原価 ②	1.08	1.01	△0.07
(イ) 預金等利回	0.12	0.07	△0.05
(ロ) 外部負債利回	1.11	0.95	△0.16
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.73	0.64	△0.09

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
実質業務純益ベース	16.25	14.72	△1.53
業務純益ベース	16.13	14.68	△1.45
当期純利益ベース	4.50	6.28	1.78

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金（末残）	10,448,323	10,753,145	304,822
預金（平残）	10,141,848	10,338,617	196,769
貸出金（末残）	8,525,715	8,644,177	118,462
貸出金（平残）	8,778,730	8,557,425	△221,305

(2) 預金者別預金残高（国内）

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	7,800,207	7,971,597	171,390
法人	1,897,803	1,999,211	101,408
公金	625,429	682,683	57,254
金融機関	119,431	92,061	△27,370
合計	10,442,871	10,745,553	302,682

（注） 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	4,045,229	4,178,092	132,863
住宅ローン残高	3,702,135	3,835,048	132,913
その他ローン残高	343,094	343,044	△50

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	6,942,122	7,043,041	100,919
総貸出金残高	② 百万円	8,518,969	8,636,365	117,396
中小企業等貸出金比率	①／② %	81.49	81.55	0.06
中小企業等貸出先件数	③ 件	333,842	356,601	22,759
総貸出先件数	④ 件	334,858	357,602	22,744
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.69	99.72	0.03

（注） 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

５．債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数（件）	金額（百万円）	口数（件）	金額（百万円）
手形引受	13	498	8	504
信用状	217	2,432	200	2,666
保証	997	88,395	890	79,358
計	1,227	91,326	1,098	82,528

６．内国為替の状況（単体）

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数（千口）	金額（百万円）	口数（千口）	金額（百万円）
送金為替	各地へ向けた分	71,030	70,372,705	42,356	55,098,339
	各地より受けた分	74,743	76,330,496	50,410	59,914,340
代金取立	各地へ向けた分	48	77,689	44	68,138
	各地より受けた分	82	158,309	79	154,617

（注） 内国為替の状況については、当事業年度より、テレ為替振込および端末操作による振込入金を対象としております。

７．外国為替の状況（単体）

区分		前事業年度	当事業年度
		金額（百万米ドル）	金額（百万米ドル）
仕向為替	売渡為替	63,570	68,269
	買入為替	120	175
被仕向為替	支払為替	63,125	67,955
	取立為替	190	246
合計		127,006	136,646

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	177,244	177,244
	利益剰余金	264,885	298,369
	自己株式（△）	689	669
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	7,023	7,046
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	192	274
	連結子法人等の少数株主持分	48,922	51,091
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	1,807	1,281
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	7,113	6,799
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	7,067	10,923
	計 (A)	683,171	715,887
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注） 1	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	16,625	9,092
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	24,107	24,107
	一般貸倒引当金	1,577	1,547
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	137,300	137,300
	うち永久劣後債務（注） 2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注） 3	137,300	137,300
	計	179,611	172,048
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額 (B)	179,611	172,048
	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—

項目		平成22年 3月31日	平成23年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
控除項目	控除項目（注）4（D）	16,234	19,549
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D）（E）	846,548	868,386
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,264,159	6,389,009
	オフ・バランス取引等項目	218,289	234,316
	信用リスク・アセットの額（F）	6,482,448	6,623,325
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／8％）（G）	11,583	10,277
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	926	822
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）／8％）（I）	440,687	434,362
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	35,255	34,749
	信用リスク・アセット調整額（K）	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額（L）	—	—
	計（F）＋（G）＋（I）＋（K）＋（L）（M）	6,934,720	7,067,965
連結自己資本比率（国際統一基準）＝E／M×100（％）		12.20	12.28
（参考）Tier1比率＝A／M×100（％）		9.85	10.12

- （注） 1. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- （1）無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - （2）一定の場合を除き、償還されないものであること
 - （3）業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - （4）利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成22年 3 月31日	平成23年 3 月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	215,628	215,628
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	177,244	177,244
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	38,384	38,384
	その他利益剰余金	226,166	258,016
	その他	40,220	40,220
	自己株式（△）	689	669
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	7,020	7,020
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	新株予約権	192	274
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	7,113	6,799
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額（△）	14,193	18,095
	計（A）	668,819	697,184
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注） 1	40,000	40,000
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	40,000	40,000
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	16,581	9,074
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	24,107	24,107
	一般貸倒引当金	2	2
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	137,300	137,300
	うち永久劣後債務（注） 2	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注） 3	137,300	137,300
	計	177,992	170,484
準補完的項目 (Tier 3)	うち自己資本への算入額（B）	177,992	170,484
	短期劣後債務	—	—
控除項目	うち自己資本への算入額（C）	—	—
	控除項目（注） 4（D）	23,074	26,463
自己資本額	（A）＋（B）＋（C）－（D）（E）	823,737	841,205
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,247,716	6,354,116
	オフ・バランス取引等項目	199,992	216,341
	信用リスク・アセットの額（F）	6,447,708	6,570,457
	マーケット・リスク相当額に係る額（（H）／8％）（G）	11,583	10,277
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	926	822
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額（（J）／8％）（I）	418,519	407,120
	（参考）オペレーショナル・リスク相当額（J）	33,481	32,569
	信用リスク・アセット調整額（K）	—	—
	オペレーショナル・リスク相当額調整額（L）	—	—
	計（F）＋（G）＋（I）＋（K）＋（L）（M）	6,877,812	6,987,855
単体自己資本比率（国際統一基準）＝E／M×100（％）		11.97	12.03
（参考）Tier 1 比率＝A／M×100（％）		9.72	9.97

- (注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。
4. 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 優先出資証券の概要

連結自己資本比率及び単体自己資本比率における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

発行体	Yokohama Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」）
償還期日	定めなし。 ただし、平成28年7月以降のいずれかの配当支払日に、発行体はその裁量により、事前の通知を行うことで、本優先出資証券の全額又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認を必要とする。
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当。ただし、平成28年7月以降については、変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付与される。
発行総額	400億円（1口当たり10,000,000円）
払込日	平成18年3月28日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成18年7月25日） 該当日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	配当は、以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度において、当行最優先株式に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が、清算期間中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限もしくは分配制限の適用又は監督期間配当指示もしくは配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
強制配当事由	平成18年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度について、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。ただし、強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示又は配当減額指示がなされているかどうかには関わりなく実施される（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。 (1) 支払不能証明書が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間中に到来する場合には、監督期間配当指示に服すること (4) 当該配当支払日が清算期間中に到来するものでないこと
残余財産分配請求額	1口当たり10,000,000円

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年3月31日	平成23年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	811	582
危険債権	1,213	1,124
要管理債権	366	367
正常債権	85,769	86,852

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題

金融界におきましては、メガバンクグループと統合再編した証券会社などによる金融グループ内の連携の活動が本格化するなど、各金融機関による競争は業態を越えて激しくなっております。

一方で地域金融機関につきましては、震災の影響による景気の停滞が見込まれるなかで、地域密着型金融の中心的な担い手として地域経済の活性化をはかり、地域金融の円滑化に向けて地元企業へ安定的に資金供給する役割を果たすため、金融サービスの充実ならびに経営体質の強化がより一層求められております。

当行は、「お客さま、株主、行員、地域社会にとって魅力あふれる金融機関」を長期ビジョンに掲げ、その実現に向けて、平成19年4月より前中期経営計画「New Horizon」に取り組みました。さらに平成22年4月よりスタートした中期経営計画「New Horizon 2nd Stage」では、「長期ビジョンの実現に向け、将来に備えた『磐石な営業基盤』をつくり、いかなる環境変化にも耐えうる『強靱な経営基盤』を構築する3年間」と位置づけ、「横浜ブランドの浸透による企業価値向上」「ローコストオペレーションの徹底」「人財投資強化によるパフォーマンス向上」の3つを基本テーマとして取り組んでおります。

(2) 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆さまにより、自由で活発な取引をいただいております。よって、当行の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当行株式の自由な取引により決定されるべきであると考えております。

このような認識のもと、当行は、株主共同の利益を中長期的に維持・向上させるため、経営の効率性・収益性を高め、株主還元を積極的におこなうことを通じて企業価値の最大化に取り組んでおります。

なお、上記の考え方に照らして不適切な者によって当行の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み、すなわち買収防衛策は導入しておりませんが、現在の経営方針を徹底し、株主の皆さまをはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を確立していくことが、買収防衛にとって重要であると考えております。

4【事業等のリスク】

当行又は当行グループ（以下、本項目においては「当行」と総称）の経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成23年3月31日）現在において当行が判断したものであります。

(1) 会社がとっている経営方針に係るもの

①リージョナル・リテール分野への集中について

当行は、地域に密着したリテール戦略に軸足を置いた営業施策を展開しており、預金・貸出金とも中小企業、個人および地方公共団体を中心に神奈川県内の比率が高くなっております。神奈川県内の経済情勢につきましても、稠密な店舗ネットワークを活かし情報収集に努めることによりリスク管理を徹底しておりますが、神奈川県経済の動向により当行の預金量ならびに貸出金額および不良債権額が変動し、当行の業績に影響を与える可能性があります。

②中小企業等に対する貸出金について

当行は、地域の中小企業・個人向け貸出金の増強に継続して取り組んでいることから、中小企業・個人向け貸出の比率は高い水準を維持しております。中小企業・個人向け貸出は、小口化によりリスクの分散を図っておりますが、中小企業の業績や担保不動産の価格、個人の家計等の動向により当行の業績に影響を与える可能性があります。

③他の金融機関・他の業態との競合について

当行は、神奈川県および東京西南部という成長性の高いマーケットの中で確固たる営業基盤を築いてきておりますが、他の金融機関が当行の営業地盤において今後さらに積極的な営業展開を進めることにより、あるいは他の業態が当行の事業分野に新たに参入することにより競争が激化する可能性があります。

(2) 財政状態および経営成績の変動に係るもの

銀行の経営成績は、市中金利による影響が大きい貸出金利回りと預金金利回りの差（預貸金利回り差）、景気動向による影響が大きい不良債権の償却・引当状況および保有株式の価格動向などにより大きく変動いたします。

①不良債権について

当行は、厳格な自己査定の実施に基づく不良債権処理の徹底と、大口融資先の削減による小口分散化を進めてきておりますが、当行の不良債権残高および不良債権処理額は、マクロ経済特に神奈川県経済の動向、不動産価格および株価の変動、当行融資先の経営状況の変動などにより影響を受ける可能性があります。

また、予想損失率を上回る貸倒れが発生した場合、または、当行の自己査定結果と関係当局の検査・考査における査定結果が異なる場合、追加的な引当てを実施する必要性が生じる可能性があります。

②有価証券の評価損益について

当行は、持合い株式の売却を他行に先駆けて実施し株式保有額を圧縮するとともに、債券ポートフォリオにおける平均残存年数の適正化を図ることにより、株価・金利変動リスクを管理してまいりましたが、今後株価や債券価格の大幅な下落が生じた場合には、当行の業績および自己資本比率に影響を受ける可能性があります。

③退職給付債務について

年金資産の運用利回りが低下した場合や、割引率等予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付債務が増加することにより、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を与える可能性があります。

④デリバティブ取引について

当行は、当行の資産・負債構造の管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的に加え、お客さまに対する各種のリスクヘッジ手段の提供や当行の収益増強のため、デリバティブ取引に取り組んでおります。デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理体制の範囲内でコントロール可能なリスク量となるようにリスク管理を心がけておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じた場合は、当行の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 特定の取引先等への高い依存度に係るもの

当行は、従来より貸出金の小口分散化を進めてきており、特定の大口貸出先への大きな偏りもなく、幅広く分散した内容となっておりますが、当行の貸出ポートフォリオのなかで不動産業および建設業に対する貸出金残高および不良債権残高が占める割合は、他の業種に比べて多くなっております。今後不動産業および建設業の経営環境が悪化した場合は、当行の貸出金額や不良債権額に影響を与える可能性があります。

(4) 特有の法的規制等に係るもの

銀行の経営成績は、法的規制、会計等の方針および金融政策などの変更により、影響を受ける可能性があります。

①自己資本比率規制について

当行は、平成21年11月以降国際統一基準採用行となっており、8%以上の自己資本比率を維持することが求められております。当行の自己資本比率は、現在のところこの最低基準を上回っておりますが、資本金、利益剰余金、保有有価証券の評価差損等の増減、劣後債務の増減およびリスクアセットの変動などにより影響を受けます。

なお、平成19年3月期よりバーゼルⅡが適用され、信用リスクについて「基礎的内部格付手法」、オペレーショナルリスクについて「粗利益配分手法」を採用して、リスクアセットおよび自己資本比率を算出しております。

②税効果会計について

繰延税金資産は、現時点の会計基準に基づき計上しておりますが、今後会計基準に何らかの変更があり、繰延税金資産の算入に何らかの制限が課された場合、あるいは繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断される場合は、当行の繰延税金資産は減額され、その結果、当行の業績ならびに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成17年12月に金融庁より大手行を対象とした自己資本比率規制における繰延税金資産の算入の適正化に関する公示が公布されておりますが、現時点で地方銀行は対象外であります。仮に地方銀行が対象となっても、当行の現状に照らして影響はないと考えておりますが、その内容によっては当行の業績ならびに自己資本比率に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 重要な訴訟事件等の発生に係るもの

現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があります。

(6) 役員、従業員、大株主、関係会社等に関する重要事項に係るもの

特に記載すべき事項はありません。

(7) その他

①情報漏洩リスクについて

平成17年4月の個人情報保護法施行により、個人情報の取り扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。当行では、お客さまに関するデータの漏洩、不正、悪用等がないよう最大限の努力を払っておりますが、万一そのようなことがおこった場合には、当行のレピュテーションリスクが顕在化し、お客さまの経済的・精神的損害に対する賠償など直接的な損害が発生する可能性があります。

②コンプライアンスに係るリスクについて

当行では、各種法令諸規則が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底をおこなっておりますが、これら法令諸規則が遵守されなかった場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

③金融犯罪に係るリスク

キャッシュカードの偽造・盗難をはじめとする金融機関を狙った犯罪が多発しております。このような状況を踏まえ、当行では、金融犯罪による被害発生を未然に防止するため、セキュリティ強化に向けた取り組みをおこなっております。しかしながら、高度化する金融犯罪の発生により、被害に遭われたお客さまに対し多額の補償を行う場合、ならびに未然防止の対策に多額の費用が必要となる場合には、当行の経費負担が増大し、当行の業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④システムに係るリスク

当行では、保有する情報とコンピュータシステムを適切に保護するため、「セキュリティポリシー」「セキュリティスタンダード」「システムリスク管理規程」等を定め、システムリスクに対する体制整備を行うとともに、オンラインシステムに関しては、万が一、システム障害が発生した場合に備えて、コンピュータ機器・回線の二重化や危機管理に対する訓練を実施し、早期回復をおこなえるよう努めています。また大規模地震などの災害対策に備え、オンラインシステムのバックアップセンターを設置しています。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大な障害が発生し、障害の規模によってはこうした対策が有効に機能しない可能性があります。その場合には、当行の業績または財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤その他リスク

外部格付機関が当行の格付けを引き下げた場合、銀行業界に関するメディアの報道により当行の信用が傷ついた場合、国内の他の金融機関の信用が著しく悪化しリスクプレミアムが生じた場合、当行の資金・資本調達および業績に悪影響を与える可能性があります。

当行は、これらの他にも事務リスク、決済リスクなど様々なリスクがありうることを認識し、それらを可能な限り防止、分散あるいは回避するよう努めております。しかしながら、政治経済情勢、法的規制および大規模な自然災害その他当行の支配の及ばない事態の発生により、当行の業績または財政状態に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態および経営成績の分析は、以下のとおりであります。

（財政状態）

①資産、負債及び資本の状況

預金は、当連結会計年度中に2,961億円増加しましたが、その要因は、個人預金（単体）が1,713億円増加したことなどによるものです。

貸出金は、当連結会計年度中に1,163億円増加しましたが、その要因は、主に個人向け貸出（単体）が1,328億円増加したことによるものです。

有価証券は、当連結会計年度中に2,530億円増加しましたが、その要因は、主に社債が2,399億円増加したことによるものです。

総資産は、当連結会計年度中に5,362億円増加し、当連結会計年度末残高は12兆5,205億円となりました。

○ 連結自己資本比率

	前連結会計年度末（％） 国際統一基準	当連結会計年度末（％） 国際統一基準
連結自己資本比率	12.20	12.28
T i e r 1比率	9.85	10.12

（注）自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に基づき算出しております。

（経営成績）

①連結粗利益

資金利益は、市中金利が低位に推移した影響などにより、前連結会計年度に比べ105億4千万円減少して1,688億3千8百万円となりました。また、役務取引等利益は、投資型商品販売手数料の増加などにより前連結会計年度に比べ11億4千7百万円増加して417億4千7百万円となり、その他業務利益は、国債等債券損益が改善したことなどにより、前連結会計年度に比べ37億6千1百万円増加して122億2千5百万円となりました。

これにより、連結粗利益は前連結会計年度に比べ57億5百万円減少して2,240億4千5百万円となりました。

②経常利益及び当期純利益

ローコストオペレーションの徹底により、営業経費は前連結会計年度に比べ10億3千8百万円減少して1,109億6千8百万円となりました。また、経営改善支援の取り組み強化や取引先の倒産数の減少等により、与信費用は前連結会計年度に比べ308億1千6百万円減少して342億8千7百万円となりました。

これにより、経常利益は前連結会計年度に比べ278億8千5百万円増加して816億6千7百万円となり、当期純利益は前連結会計年度に比べ161億4千3百万円増加して470億8千9百万円となりました。

○ 損益の概要

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
連結粗利益	229,750	224,045	△5,705
資金利益	179,378	168,838	△10,540
役務取引等利益	40,600	41,747	1,147
特定取引利益	1,307	1,234	△73
その他業務利益	8,464	12,225	3,761
営業経費 (△)	112,006	110,968	△1,038
与信費用 (△)	65,103	34,287	△30,816
貸出金償却 (△)	28,365	18,004	△10,361
個別貸倒引当金繰入額 (△)	32,636	12,563	△20,073
一般貸倒引当金繰入額 (△)	2,604	1,702	△902
その他 (△)	1,496	2,015	519
株式等関係損益	3,068	△119	△3,187
その他	△1,927	2,997	4,924
経常利益	53,782	81,667	27,885
特別損益	△924	2,119	3,043
税金等調整前当期純利益	52,857	83,787	30,930
法人税、住民税及び事業税 (△)	31,524	15,719	△15,805
法人税等調整額 (△)	△11,285	17,603	28,888
法人税等合計 (△)	20,238	33,323	13,085
少数株主損益調整前当期純利益	32,619	50,464	17,845
少数株主利益 (△)	1,672	3,375	1,703
当期純利益	30,946	47,089	16,143
実質与信費用 (△)	62,980	31,793	△31,187

- (注) 1. 「連結粗利益」は、(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)で算出しております。
2. 「実質与信費用」は、償却債権取立益を含んでおります。

(キャッシュ・フローの状況)

キャッシュ・フローの状況については、「1. 業績等の概要」に記載しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当行の設備投資につきましては、お客さまの利便性向上及び業務の一層の効率化を図るための店舗新設、事務機器投資等を行いました。

この結果、当連結会計年度における銀行業の設備投資の総額は20億円となりました。

なお、リース業、証券業及びその他の事業の投資について重要なものではありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成23年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン ト	設備の 内容	土 地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
						面積(㎡)	帳簿価額(百万円)				
当行	——	本店 他178店	神奈川県	銀行業	店舗	76,130 (8,554)	50,574	13,289	1,656	65,520	3,471
	——	東京支店 他19店	東京都	銀行業	店舗	1,934 (—)	3,247	2,271	335	5,855	365
	——	前橋支店 他2店	群馬県	銀行業	店舗	1,653 (372)	94	93	7	196	27
	——	名古屋支店	愛知県	銀行業	店舗	— (—)	—	25	2	28	9
	——	大阪支店	大阪府	銀行業	店舗	— (—)	—	14	4	19	10
	——	上海支店	中華人民 共和国	銀行業	店舗	— (—)	—	46	21	68	20
	——	事務センタ ー	神奈川県 横浜市	銀行業	事務 センター	6,519 (—)	9,788	3,471	905	14,165	—
	——	藤沢寮、大 和総合グラ ンド他	神奈川県 他	銀行業	社宅・寮 厚生施設 等	49,664 (652)	22,958	16,853	1,332	41,143	—
国内連 結子会 社	浜銀ファ イナンス 株式会社	本社他	神奈川県 他	リース業	店舗	— (—)	—	0	17	18	125
	浜銀T T 証券株式 会社	本店 他12店	神奈川県 他	証券業	店舗	— (—)	—	70	62	132	173

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め5,329百万円であります。
2. 動産は、事務機械929百万円、その他3,418百万円であります。
3. 当行の店舗外現金自動設備399か所、海外駐在員事務所3か所は上記に含めて記載しております。
4. 上記の他、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

	店舗名その他	所在地	セグメント の名称	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	本店他	神奈川県横浜市他	銀行業	車両	—	220

3 【設備の新設、除却等の計画】

当行及び連結子会社の設備投資計画につきましては、お客さまの利便性向上、店舗のリニューアル並びに業務効率化のための設備投資など総額36億円を計画しております。

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

	店舗名 その他	所在地	区分	セグメン トの名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	—	改修 その他	銀行業	店舗等	2,739	—	自己資金	—	—
	本店他	—	更改 その他	銀行業	事務機械等	943	—	自己資金	—	—

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 店舗等及び事務機械等の主なものは、平成24年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

重要な設備の売却予定はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,000,000,000
計	3,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成23年3月31日）	提出日現在発行数（株） （平成23年6月22日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,361,071,054	1,361,071,054	東京証券取引所 （市場第1部）	（注）1，2
計	1,361,071,054	1,361,071,054	—	—

（注）1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は1,000株であります。
2. 「提出日現在発行数」には、平成23年6月1日から有価証券報告書を提出する日までの旧商法に基づく新株引受権（ストックオプション）の権利行使、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権（ストックオプション）の権利行使並びに会社法に基づく新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法に基づく新株引受権（ストックオプション）、平成13年改正旧商法に基づく新株予約権（ストックオプション）並びに会社法に基づく新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を発行しております。当該新株引受権及び新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。

① 平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	684,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	502	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 502 資本組入額 251	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

② 平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,036	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,036,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

③ 平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	620	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	620,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	437	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 437 資本組入額 219	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

④ 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,968	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,968,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	624	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 624 資本組入額 312	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

⑤ 平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	4,288	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,288,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	648	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

⑥ 平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,219	1,055
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	121,900(注) 2	105,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日から 平成50年7月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 648 資本組入額 324	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、取締役会の決議による承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

2. 新株予約権の目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株といたします。ただし、募集新株予約権割当日以降、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整いたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、募集新株予約権割当日以降、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当行は合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものといたします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

① 新株予約権者が平成49年7月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成49年7月10日から平成50年7月9日といたします。

② 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。)の直前において残存する募集新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定いたします。

(4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。

(6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。
- (8) 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。
- ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定するものといたします。

⑦ 平成21年6月23日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数（個）	2,341	2,095
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（注）1	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	234,100（注）2	209,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日から 平成51年7月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 455 資本組入額 228	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4	同左

- (注) 1. 「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
2. 「1（2）⑥平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。
 - (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。
 - ① 新株予約権者が平成50年7月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成50年7月9日から平成51年7月8日といたします。
 - ② 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。
 - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。
4. 「1（2）⑥平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の（注）4に記載のとおりであります。

⑧ 平成22年6月22日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,228	2,915
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	322,800(注) 2	291,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	平成22年7月8日から 平成52年7月7日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につ いては、取締役会の決議による承 認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

- (注) 1. 「1(1)②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
2. 「1(2)⑥平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)2に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件
(1) 各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。
(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。
① 新株予約権者が平成51年7月7日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成51年7月8日から平成52年7月7日といたします。
② 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)
当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。
(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。
4. 「1(2)⑥平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の(注)4に記載のとおりであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年3月30日 (注) 1	△14,000	1,391,303	—	215,179,175	—	176,795,394
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 2	1,203	1,392,506	302,357	215,481,532	302,088	177,097,482
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 2	441	1,392,947	115,876	215,597,408	115,776	177,213,258
平成20年3月31日 (注) 1	△22,000	1,370,947	—	215,597,408	—	177,213,258
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 2	124	1,371,071	31,209	215,628,617	31,156	177,244,414
平成21年3月31日 (注) 1	△10,000	1,361,071	—	215,628,617	—	177,244,414

(注) 1. 会社法に基づく取締役会決議による自己株式の消却であります。

2. 新株引受権(ストックオプション)の権利行使並びに新株予約権(ストックオプション)の権利行使による当
事業年度中の合計数・額であります。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	118	46	1,560	447	6	28,698	30,875	－
所有株式数（単 元）	－	573,202	26,403	216,499	402,644	11	138,822	1,357,581	3,490,054
所有株式数の割合 （％）	－	42.22	1.94	15.95	29.66	0.00	10.23	100.00	－

(注) 自己株式1,168,350株は「個人その他」に1,168単元、「単元未満株式の状況」に350株含まれております。なお、
自己株式1,168,350株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は1,166,350株であります。

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	113,109	8.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	64,803	4.76
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	52,126	3.82
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	36,494	2.68
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信 託 明治安田生命保険口 再信託受託 者 資産管理サービス信託銀行株式会 社	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟	36,494	2.68
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	26,709	1.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	25,757	1.89
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエア オフィスタワーZ棟)	21,994	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	17,559	1.29
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	14,738	1.08
計	—	409,784	30.10

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,166,000	—	「1 (1) ②発行済株式」の 「内容」欄に記載のとおりで あります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,356,415,000	1,356,413	同上
単元未満株式	普通株式 3,490,054	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,361,071,054	—	—
総株主の議決権	—	1,356,413	—

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	1,166,000	—	1,166,000	0.08
計	—	1,166,000	—	1,166,000	0.08

(注) 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が2,000株あります。なお、当該株式は上記「①発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄に含まれております。また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数2個は含まれておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当行はストックオプション制度を採用しております。

① 平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月27日定時株主総会終結の時に在任する当行取締役及び当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付取締役である使用人に対して付与することを、平成13年6月27日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属する執行役員、理事、参与、副参与、参事並びに連結子会社に出向している参与、副参与、参事の資格を有する者のうち、連結子会社の役付役員である使用人：252
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 当初発行価額は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権（以下「新株引受権」という）を付与すべき取締役及び使用人と当行間の新株引受権付与契約に基づいて新株引受権が付与された平成13年7月6日（以下「権利付与日」という）の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

※2 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行（旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、株式の分割又は併合が行われる場合、発行価額は分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されます。ただし、発行価額は、当行普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

② 平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成14年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：180
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 1株当たりの払込金額は、平成14年7月5日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）が、新株予約権発行日の終値を下回ったため、当該終値といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

③ 平成15年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月26日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成15年6月26日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：186
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 1株当たりの払込金額は、平成15年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

④ 平成16年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月25日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成16年6月25日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：8 使用人：280
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 1株当たりの払込金額は、平成16年7月6日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものといたします。

⑤ 平成17年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月28日定時株主総会終結時に在任する当行取締役及び当行使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月28日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当行取締役：7 使用人：455
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上 ※1 ※2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

※1 1株当たりの払込金額は、平成17年7月7日（以下「新株予約権発行日」という）に終了する45取引日（終値のない日数を除く）の初日から30取引日（終値のない日数を除く）の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）といたしました。

※2 新株予約権発行日以降、当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降、当行が時価を下回る価額で新たに普通株式を発行し、又は自己株式を処分する場合（平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき付与された新株予約権の行使及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき付与された新株引受権の行使の場合を除く）には、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当行の発行済株式総数から当行が保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

当行が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で、払込金額を調整するものいたします。

⑥ 平成20年6月24日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法に基づく株式報酬型ストックオプションとして、平成20年6月24日取締役会終結の時に在任する社外取締役以外の当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して新株予約権を割当てることを、平成20年6月24日の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月24日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の当行取締役：7 当行執行役員：11
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑦ 平成21年6月23日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法に基づく株式報酬型ストックオプションとして、平成21年6月23日取締役会終結の時に在任する社外取締役以外の当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して新株予約権を割当てることを、平成21年6月23日の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の当行取締役：8 当行執行役員：10
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑧ 平成22年6月22日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法に基づく株式報酬型ストックオプションとして、平成22年6月22日取締役会終結の時に在任する社外取締役以外の当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して新株予約権を割当てることを、平成22年6月22日の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成22年6月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の当行取締役：7 当行執行役員：10
新株予約権の目的となる株式の種類	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「1（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

⑨ 平成23年6月21日開催の取締役会において決議されたストックオプション制度

当該制度は、会社法に基づく株式報酬型ストックオプションとして、平成23年6月21日取締役会終結の時に在任する社外取締役以外の当行取締役及び当行使用人で執行役員たる地位にある者に対して新株予約権を割当てることを、平成23年6月21日の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外取締役以外の当行取締役：8 当行執行役員：11
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 ※1
株式の数（株）	215,400 上記株式の数は、新株予約権の引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数に対応する株式数とする。 ※2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成23年7月7日から平成53年7月6日まで
新株予約権の行使の条件	※3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	※4

※1 「1（1）②発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。

※2 「1（2）⑥平成20年6月24日開催の取締役会の決議に基づきストックオプションとして発行した新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。

※3 新株予約権の行使の条件

(1) 各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、募集新株予約権の行使期間の期間内において、当行の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができるものといたします。

(2) 上記（1）に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、※4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものといたします。

① 新株予約権者が平成52年7月6日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成52年7月7日から平成53年7月6日といたします。

② 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から1ヵ月間といたします。

(3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、行使することができないものといたします。

※ 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することといたします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件といたします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数は、新株予約権者が保有する残存新株予約権と同一の数といたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、条件等を勘案の上、上記※2に準じて決定いたします。
- (4) 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下の再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。再編後払込金額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間は、募集新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権の行使期間の満了日までといたします。
- (6) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。また、募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要することといたします。
- (8) 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で募集新株予約権を取得することができるものといたします。
 - ① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③ 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記※3に準じて決定するものといたします。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	65,767	27,896,534
当期間における取得自己株式	2,823	1,111,907

（注）当期間における取得自己株式には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	82,616	48,097,700	69,016	39,598,004
保有自己株式数	1,166,350	—	1,100,157	—

(注) 1. 区分「その他」の当事業年度の内訳は、新株引受権の権利行使（株式数 75,800株、処分価額の総額 44,147,315円）及び単元未満株式の買増請求（株式数 6,816株、処分価額の総額 3,950,385円）であります。また、当期間の内訳は、新株予約権の権利行使（株式数 67,100株、処分価額の総額 38,498,368円）及び単元未満株式の買増請求（株式数 1,916株、処分価額の総額 1,099,636円）であります。

2. 区分「その他」及び「保有自己株式数」の当期間には、平成23年6月1日から有価証券報告書提出日までの取引は含めておりません。

3 【配当政策】

(1) 配当の基本的な方針

当行は株主の皆さまに対して機動的な利益還元を実施するとともに、経営・財務の安定度をより一層増加させていくため、以下のとおり安定配当をベースとした業績連動型の方式にしております。

利益還元方針	
普通配当金	業績にかかわらず年10円を安定的にお支払いいたします。内訳としては、中間配当金として半分の年5円、期末配当金として残り半分の年5円をお支払いいたします。
特別還元	業績に連動する部分として、年度の当期純利益（単体）が500億円を上回る場合に、その超過額の40%を目途に利益還元（特別配当金の支払い又は自己株式の取得）を行います。

当行は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことができる旨定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針としております。

(2) 当期の配当

当期の配当金につきましては、上記の利益還元方針に基づき、安定配当部分を維持し、普通配当のみの1株当たり年10円（前期と同額）といたしました。なお、すでに中間配当金として普通配当金年10円の半分にあたる5円をお支払いしておりますので、期末配当金は5円といたしました。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成22年11月12日 取締役会決議（中間配当）	6,799	5.00（うち普通配当金5.00）
平成23年5月13日 取締役会決議（期末配当）	6,799	5.00（うち普通配当金5.00）

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第146期	第147期	第148期	第149期	第150期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高（円）	1,036	940	802	549	507
最低（円）	722	611	348	393	339

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高（円）	418	430	433	448	457	451
最低（円）	384	387	402	407	404	339

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		小川 是	昭和15年2月26日生	昭和37年4月 大蔵省入省 平成8年1月 大蔵事務次官 平成9年7月 同退官 平成13年6月 日本たばこ産業株式会社 代表取締役会長 平成16年6月 同取締役退任 平成17年6月 当行入行 同頭取 平成23年6月 取締役会長（現職）	平成23年6月 から1年	68
頭取 (代表取締役)		寺澤 辰磨	昭和22年2月25日生	昭和46年7月 大蔵省入省 平成15年7月 国税庁長官 平成16年7月 同退官 平成16年7月 独立行政法人都市再生機構理事 平成19年7月 同退任 平成19年7月 駐コロンビア共和国特命全権大使 平成22年10月 同退任 平成23年6月 当行入行 同頭取（現職）	平成23年6月 から1年	5
副頭取 (代表取締役)		大久保 千行	昭和27年11月23日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年5月 法人部長 平成13年4月 執行役員法人部長 平成13年7月 執行役員リテール企画部長兼 営業本部事務局長 平成14年4月 執行役員経営企画部長 平成14年6月 取締役経営企画部長 平成15年6月 代表取締役 平成23年1月 副頭取（現職）	平成23年6月 から1年	13
代表取締役		伊東 眞幸	昭和30年5月27日生	昭和53年4月 当行入行 平成16年6月 営業統括部長兼秘書室長兼経 営企画部会議事務局長 平成16年6月 執行役員営業統括部長 平成17年6月 執行役員経営企画部長 平成18年6月 取締役執行役員経営企画部長 平成20年4月 代表取締役（現職）	平成23年6月 から1年	17
取締役 常務執行役員	システム共 同利用推進 本部長	米田 誠一	昭和31年9月11日生	昭和54年4月 当行入行 平成17年2月 I T統括部長 平成18年4月 執行役員 I T統括部長 平成20年4月 執行役員、ME J A R オフ ィサー 平成20年6月 取締役執行役員、ME J A R オフィサー 平成22年4月 取締役常務執行役員、シス テム共同利用推進本部長、ブラ ンド戦略本部長 平成23年5月 取締役常務執行役員、シス テム共同利用推進本部長（現 職）	平成23年6月 から1年	12

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 常務執行役員	営業本部長、ブランド戦略本部長	野口 隆	昭和31年6月24日生	昭和54年4月 当行入行 平成16年4月 武蔵小杉支店長 平成18年4月 執行役員藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブロック営業本部長 平成20年4月 執行役員横須賀支店長兼横浜南ブロック営業本部長兼横須賀ブロック営業本部長 平成21年4月 執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成22年4月 常務執行役員東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長 平成23年5月 常務執行役員営業本部長、ブランド戦略本部長 平成23年6月 取締役常務執行役員営業本部長、ブランド戦略本部長（現職）	平成23年6月から1年	11
取締役 執行役員		望月 淳	昭和33年1月13日生	昭和56年4月 当行入行 平成19年8月 協会担当部長 平成20年4月 執行役員協会担当部長 平成21年4月 執行役員横須賀支店長兼横浜南ブロック営業本部長兼横須賀ブロック営業本部長 平成21年4月 執行役員横須賀支店長兼横須賀・横浜南ブロック営業本部長 平成22年4月 執行役員 平成22年6月 取締役執行役員 平成23年5月 取締役執行役員経営管理部長 平成23年6月 取締役執行役員（現職）	平成23年6月から1年	6
取締役 執行役員	市場営業部長	高野 健吾	昭和32年8月10日生	昭和55年4月 当行入行 平成20年4月 市場営業部長 平成21年4月 執行役員市場営業部長 平成23年6月 取締役執行役員市場営業部長（現職）	平成23年6月から1年	7
取締役		塙 章次	昭和11年9月14日生	昭和34年4月 東京電力株式会社入社 昭和61年6月 同総務部長 平成元年6月 同取締役総務部長 平成5年6月 同常務取締役 平成8年6月 同取締役副社長 平成10年6月 同監査役 同監査役会会長 平成20年6月 当行取締役（現職）	平成23年6月から1年	18
取締役		坂本 春生	昭和13年4月10日生	昭和37年4月 通商産業省入省 昭和59年7月 同大臣官房企画室長 昭和61年6月 同札幌通商産業局長 昭和62年8月 株式会社第一勧業銀行顧問 平成元年8月 株式会社西友顧問 平成2年5月 同常務取締役 平成5年5月 同代表取締役専務 平成9年5月 同代表取締役副社長 平成9年5月 株式会社西武百貨店取締役 平成9年9月 同代表取締役副社長 平成11年4月 社団法人経済同友会副代表幹事 平成12年10月 財団法人2005年日本国際博覧会協会常任理事事務総長 平成15年10月 同副会長 平成18年6月 財団法人流通システム開発センター会長 平成20年6月 当行取締役（現職）	平成23年6月から1年	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		金子 隆一	昭和30年4月23日生	昭和53年4月 当行入行 平成16年4月 横須賀支店長兼横須賀ブロッ ク営業本部副本部長 平成16年6月 執行役員横須賀支店長兼横須 賀ブロック営業本部長 平成18年4月 執行役員横浜駅前支店長兼横 浜中ブロック営業本部長 平成20年4月 常務執行役員横浜駅前支店長 兼横浜中ブロック営業本部長 平成21年4月 常務執行役員本店営業部長兼 本店ブロック営業本部長 平成21年6月 取締役常務執行役員本店営業 部長兼本店ブロック営業本部 長 平成22年4月 取締役常務執行役員 平成22年6月 常勤監査役（現職）	平成22年6月 から4年	15
常勤監査役		天野 克則	昭和32年5月31日生	昭和55年4月 当行入行 平成19年4月 営業戦略本部副本部長 平成20年4月 執行役員藤沢中央支店長兼湘 南・小田原ブロック営業本部 長 平成23年6月 常勤監査役（現職）	平成23年6月 から4年	9
常勤監査役		原 徹	昭和27年10月6日生	昭和52年4月 日本銀行入行 平成11年4月 同熊本支店長 平成13年2月 同システム情報局参事役 平成15年8月 同人事局審議役（総務担当） 平成16年5月 同システム情報局長 平成19年4月 同検査役 検査室長 平成21年6月 同退職 平成21年6月 当行常勤監査役（現職）	平成21年6月 から4年	1
監査役		星野 正宏	昭和8年7月14日生	昭和32年4月 相模鉄道株式会社入社 昭和59年6月 同取締役 平成3年6月 同常務取締役住宅営業本部長 兼ビル営業本部長 平成5年6月 同専務取締役 平成6年7月 同専務取締役不動産営業本部 長 平成7年1月 同代表取締役社長 平成13年1月 同代表取締役会長 平成16年6月 当行監査役（現職） 平成19年6月 相模鉄道株式会社相談役 平成21年9月 相鉄ホールディングス株式会 社相談役（現職）	平成20年6月 から4年	6
監査役		清水 湛	昭和9年9月24日生	昭和35年4月 東京家庭裁判所兼地方裁判所 判事補 平成2年3月 法務省民事局長 平成5年7月 東京高等裁判所部総括判事 平成8年3月 千葉地方裁判所長 平成9年10月 広島高等裁判所長官 平成10年12月 金融再生委員会委員（委員長 代理） 平成13年1月 金融庁顧問 平成13年4月 内閣府情報公開審査会会長 平成16年4月 桐蔭横浜大学法科大学院教授 平成16年6月 株式会社東芝取締役 平成17年1月 弁護士登録（現職） 平成19年10月 東京証券取引所自主規制法人 理事（現職） 平成20年6月 当行監査役（現職）	平成20年6月 から4年	8
計						206

（注） 1. 取締役塙章次及び坂本春生は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役原徹、星野正宏及び清水湛は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当行は、執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く）の状況は次のとおりであります。

役名及び職名	氏名
常務執行役員 (本店営業部長兼本店ブロック営業本部長)	小松 俊二
執行役員 (厚木支店長兼県央・県北ブロック営業本部長)	平沼 義幸
執行役員 (東京支店長兼東京・県外ブロック営業本部長)	山田 真矢
執行役員 (川崎支店長兼川崎ブロック営業本部長兼玉川特別ブロック営業本部長)	前迫 静美
執行役員 (横須賀支店長兼横須賀・横浜南ブロック営業本部長)	越田 進
執行役員 (融資部長)	渋谷 康弘
執行役員 (営業本部副本部長、営業統括部長)	岡田 聡
執行役員 (横浜駅前支店長兼横浜中央ブロック営業本部長)	石田 修
執行役員 (藤沢中央支店長兼湘南・小田原ブロック営業本部長)	白井 祐次
執行役員 (営業企画部長)	野澤 康隆
執行役員 (経営企画部長)	大矢 恭好

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当行では、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識し、会社法等の法令の趣旨を尊重しながら、取締役会及び監査役が、取締役の職務執行の監督・監査を行っております。

また、執行役員制度を導入し、取締役会で選任された執行役員が責任をもって担当部門の業務執行にあたる体制としております。さらに、取締役会の活性化と経営環境変化へのより迅速な対応を実現するため、取締役の任期を1年としております。

① 会社の機関の内容

当行は監査役会設置会社です。

当行では、取締役会を頂点として、行内規程を厳格に運用しつつ、適切に権限を委譲し、迅速に意思決定を行う体制としております。

また、独立性の高い社外取締役による経営監督機能及び監査役・監査役会による監査機能を有効に活用することで、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めることができると考えております。

当行の経営上の意思決定、執行及び監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりであります。

A. 取締役会

取締役会は、取締役10名（社外取締役2名を含む。平成23年6月22日現在）で構成され、経営に関する重要な事項、方針及び業務の執行を決定するほか、取締役が取締役会にコンプライアンス、リスク管理、監査結果等の状況について定例的に報告しております。

取締役会は、原則毎月1回開催しております。

B. 監査役・監査役会

監査役会は、監査役5名（社外監査役3名を含む。平成23年6月22日現在）で構成されております。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。

また、社外監査役を含めた監査役を補佐し、監査役会を円滑に運営するため、監査役室を設置し、専属の職員を配置しております。監査役会は、原則毎月1回開催しております。

C. 経営会議

経営会議は、代表取締役、取締役等によって構成され、取締役会決議事項の協議、その他行内規程に定めた経営上の重要事項の決定等を行っております。経営会議は、原則毎週1回開催しております。

D. 報酬委員会

報酬の客観性・透明性を確保することを目的に報酬委員会を設置し、取締役の報酬等について審議を行っております。

② 内部統制システムの整備の状況

当行は、法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価及び必要な改善措置を講じることによって、実効性向上に努めております。

A. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 取締役会で、「コンプライアンス基本規程」のほか、「倫理綱領」、「役職員の行動基準」、「遵守すべき項目」等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護、個人情報保護等を含めた法令等遵守の徹底を行っております。

b. 取締役会で、年度ごとにコンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンスプログラム」を制定しております。

c. コンプライアンスを統括する部署を設置し、同部署の部長がコンプライアンスオフィサーとして業務全般を統括しております。

d. コンプライアンス統括部署の担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、集約したコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、「コンプライアンス会議（経営会議）」では、コンプライアンスに関する重要事項について協議及び決定を行っております。

e. コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等がコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。

f. 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

B. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理しております。また、取締役及び監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとしております。

C. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 取締役会で、「リスク管理の基本規程」を制定し、リスク種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めております。

b. 取締役会及び経営会議等では、リスク種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。

c. 内部監査部署は、リスク管理態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。

D. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

a. 業務の分掌及び職制、並びに職務の権限に関する規程の制定

b. 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置

c. 取締役会による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定

d. 取締役会及び経営会議における業績ほか主要事項の進捗管理

E. 財務報告の適正性を確保するための体制

当行及びグループ各社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定しております。

- F. 当行及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当行及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当行は必要に応じてグループ各社に取締役及び監査役を派遣するとともに、グループ戦略会議を設置し、グループ経営管理を全体統括しております。グループ戦略会議を通じ、グループ各社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を構築しております。
 - グループ戦略会議にて経営目標の設定及び履行状況の定期的な検証を行い、達成度に応じた業績評価結果を還元しております。
 - 当行の内部監査部署は、当行及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を当行及びグループ各社の取締役及び監査役に報告しております。
- G. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助しております。
 - 監査役室に属する職員の人事異動、人事評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとしております。
- H. 取締役・使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会、経営会議等の会議及び委員会に出席することができるものとしております。
 - 取締役又は使用人は、法律に定める事項のほか、業務の執行状況等について、監査役会又は監査役へ適切に報告しております。
- I. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当行が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換を行っております。
 - 監査役は、その他取締役及び使用人とも定期的に会合をもつなど、監査環境の整備を行っております。
- ③ リスク管理体制の整備の状況
- 近年、銀行が直面しているリスクは多様化、複雑化しており、経営の健全性の維持、向上の観点から、リスク管理を経営の重要課題と位置づけ、その高度化に努めております。具体的には、各リスクを個々に管理するだけでなく、計量化の可能なリスクを統合的に把握した上で、リスク・リターンを勘案し、体力の範囲内で適切に経営資源の配分を行っていく必要があるとの考え方にに基づき、統合的なリスク管理の実現に向けて、体制や規程などの整備を進めております。
- A. 統合リスク管理体制
- 当行では、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、リスク統括部署及び信用リスクや市場・流動性リスクなどの各リスクの管理部門をそれぞれ定め、全体としてリスク管理を統合的に行う態勢とし、各部門において規程に基づいた適切なリスク管理を実施しております。
- B. リスク管理関連会議
- 当行全体としての適切なリスク管理を行うため、「ALM会議」、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」を設置し、各リスクの管理方針に関する協議、リスクのモニタリングなどを行っております。「ALM会議」は原則毎月1回、「オペレーショナルリスク会議」、「与信ポートフォリオ会議」は、原則3ヵ月に1回開催しております。
- また、大口与信を中心に個別の信用リスクに関する適切な判断を行うため、「投融资会議」を設置し、個別投融资案件の審査等を行っております。「投融资会議」は必要に応じ、開催しております。
- C. 危機管理体制
- 災害時やシステムリスク等の各リスクの顕在化に伴う危機対応を適切に行うため、「危機管理計画（コンテイング・シナリオ）」を策定するとともに、「危機管理委員会」を設置しております。リスクの顕在化による危機発生時には、「危機管理委員会」が必要に応じて各種の「緊急時対策本部」を設置し、対応する体制としております。
- また、「業務継続体制強化委員会」を設置し、こうした事態が発生した場合でも、必要な業務の継続あるいは早期の再開を図るための体制整備に取り組むとともに、定期的に訓練を実施するなど、危機対応力の強化に努めております。
- D. コンプライアンス態勢
- 当行では、法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部を設置するなど、順次組織・規程面での整備を実施し、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与、コンプライアンスチェックのより一層の強化、管理体制面の整備及び営業店への指導を徹底し、さらなるコンプライアンス態勢の確立に取り組んでおります。
- 今後とも金融機能を通して地域の経済・社会の健全な発展に資するという地域に根ざす金融機関としての公共的使命と社会的責任の重さに鑑み、「コンプライアンスが経営の最重要課題の一つである」と認識したうえで、法令等遵守の徹底とコンプライアンス態勢の整備に努めてまいります。
- ④ 責任限定契約の内容の概要
- 平成23年6月22日現在、社外取締役である塙 章次氏及び坂本 春生氏、並びに社外監査役である原 徹氏、星野 正宏氏及び清水 湛氏の各氏と当行との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。
- ⑤ 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況
- 当行の内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の監査部（平成23年6月22日現在36名）が担当しており、内部管理態勢及び内部統制の有効性・適切性を検証し、評価及び改善提言等のプロセスを通じて、当行の健全性の確保と経営効率の向上に努めております。
- 内部監査部署は、内部統制機能を所管する部署を含めた本部各部に対する監査を実施するとともに、独立した立場から行内の各種会議等にも出席しております。
- 内部監査の目的、対象、種類、権限と責任、実施と報告等の基本事項は、取締役会が承認した基本規程に定めており、基本規程に則った監査計画を年度ごとに策定の上、営業店、本部・連結対象子会社等に対する内部管理態勢等の適切性に関する監査のほか、内部格付、自己査定、償却・引当の妥当性等に関する監査など、当行すべての業務について監査を実施し、その結果は、経営会議、取締役会、監査役会に報告されております。

監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行の監査、内部統制システムに係る監査などの業務監査を実施しているほか、会計監査人による監査の結果について報告を受け、その適正性をチェックしております。

監査部と監査役、監査部と会計監査人は、定期的に意見及び情報の交換の場をもち、相互連携を図っております。また、監査役は、必要に応じて会計監査人の往査に立ち会うほか、会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めております。

当行は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約しており、平成23年3月期の当行監査業務を執行した公認会計士は、梅津 知充氏、松崎 雅則氏の2名であり、補助者としては公認会計士5名、その他17名の合計24名で構成されておりました。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当行では、その職務にふさわしい経験と知見を有し、当行のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当行との間に特に利害関係がない社外取締役及び社外監査役を選任しております。

社外取締役は、取締役会において内部監査部署、リスク管理部門等から内部監査やリスク管理の状況等について報告を受けております。社外取締役は、取締役会における意思決定の公正性、客観性を向上させるとともに、取締役の職務執行に対する監督機能を高めるため、発言を行っております。

社外監査役は、内部監査部署等や会計監査人からその監査計画と監査結果について定期的に報告を受けるなど緊密な連携を維持しているほか、内部統制機能を所管する部署から報告を受け、情報収集を行っております。社外監査役はその職務の遂行に当たり、他の監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ、提言等を行うよう努めております。

⑦ 役員の報酬等の内容

当行は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めております。

会社役員に対する報酬等のうち、取締役の報酬は、役割や責任に応じて月次で支給する「基本報酬」、単年度の業績等に応じて支給する「賞与」、中長期の企業価値向上、株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。社外取締役及び監査役の報酬については、業績連動性のある報酬制度とはせず、月次で支給する「基本報酬」のみとしております。

取締役の「基本報酬」及び「賞与」は年額 480百万円以内、「株式報酬型ストックオプション」は年額 120百万円以内、監査役の報酬は年額 120百万円以内として、それぞれ株主総会の承認を得ており、取締役の報酬等は取締役会決議、監査役の報酬は監査役協議により、具体的な報酬額を決定しております。

なお、取締役報酬の客観性、透明性を確保するため、報酬委員会を設置しております。

平成22年度における会社役員に対する報酬等の額は以下の通りであります。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

	員数（人）	報酬等の総額 （百万円）	報酬等の内訳		
			基本報酬	賞与	ストック・オプション
取締役（社外取締役を除く）	9	328	227	40	60
監査役（社外監査役を除く）	3	48	48	—	—
社外役員	5	60	60	—	—
計	17	436	336	40	60

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役、監査役、社外役員の支給人数には、平成22年6月22日に退任した取締役2名、監査役1名が含まれております。

⑧ 株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 493銘柄
貸借対照表計上額の合計額 130,456百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の10銘柄は次のとおりであります。

特定投資株式

銘柄	株式数 （株）	貸借対照表計上額 （百万円）	保有目的
京浜急行電鉄株式会社	18,716,735	14,374	取引関係の維持・強化のため
相鉄ホールディングス株式会社	20,461,184	8,082	同上
東日本旅客鉄道株式会社	1,000,000	6,500	同上
日本発条株式会社	5,564,055	4,773	同上
日本精工株式会社	5,855,802	4,321	同上
三井住友海上グループホールディングス株式会社	1,477,935	3,835	事業上の関係維持・強化のため
小田急電鉄株式会社	4,537,988	3,530	取引関係の維持・強化のため
東京急行電鉄株式会社	8,948,047	3,498	同上
三菱瓦斯化学株式会社	6,170,855	3,474	同上
東京海上ホールディングス株式会社	1,293,165	3,404	事業上の関係維持・強化のため

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
京浜急行電鉄株式会社	18,716,735	11,211	取引関係の維持・強化のため
相鉄ホールディングス株式会社	20,461,184	4,726	同上
日本発条株式会社	5,669,895	4,671	同上
東日本旅客鉄道株式会社	1,000,000	4,625	同上
日本精工株式会社	5,855,802	4,198	同上
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	2,177,814	4,124	事業上の関係維持・強化のため
三菱瓦斯化学株式会社	6,170,855	3,684	取引関係の維持・強化のため
タカスタンダード株式会社	5,446,789	3,643	同上
小田急電鉄株式会社	4,537,988	3,181	同上
東京急行電鉄株式会社	8,948,047	3,087	同上
東京海上ホールディングス株式会社	1,293,165	2,875	事業上の関係維持・強化のため
株式会社千葉銀行	5,957,500	2,776	同上
株式会社シマノ	648,660	2,669	取引関係の維持・強化のため
東海旅客鉄道株式会社	4,000	2,636	同上
株式会社東芝	6,315,000	2,570	同上
三菱鉛筆株式会社	1,564,805	2,071	同上
横浜ゴム株式会社	4,999,836	2,014	同上
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	7,014,553	1,992	事業上の関係維持・強化のため
株式会社岡村製作所	4,076,373	1,907	取引関係の維持・強化のため
東京応化工業株式会社	1,026,640	1,759	同上
株式会社ミツバ	2,199,330	1,499	同上
株式会社ヨロズ	842,668	1,409	同上
株式会社京三製作所	3,124,000	1,380	同上
株式会社バンテック	5,705	1,326	同上
丸全昭和運輸株式会社	4,517,326	1,314	同上
神奈川中央交通株式会社	3,082,000	1,312	同上

(みなし保有株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	2,220,000	4,710	議決権行使に関する指図権限
小田急電鉄株式会社	5,000,000	3,505	同上
古河電気工業株式会社	4,100,000	1,377	同上
いすゞ自動車株式会社	4,020,000	1,322	同上

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. みなし保有株式の貸借対照表計上額については、当事業年度末日の時価に株式数を乗じて得た額を、保有目的については、当該株式につき当行が有する権限の内容を記載しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益該当事項はありません。

- ⑨ 取締役の定数
当行の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。
- ⑩ 取締役の選任の決議要件
取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。
- ⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項
当行は、機動的かつ柔軟な利益還元をすることができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。
- ⑫ 株主総会の特別決議要件
当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	88	3	80	8
連結子会社	25	2	25	0
計	113	5	106	8

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）
該当事項はありません。

（当連結会計年度）
該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）
当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、住宅ローン債権証券化に係る調査業務及び個人情報保護に係る調査業務であります。

（当連結会計年度）
当行が監査公認会計士等に支払っている非監査業務の内容は、住宅ローン債権証券化に係る調査業務及び国際財務報告基準に関する助言・指導であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

ただし、前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び当連結会計年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
(1) 【連結財務諸表】
① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
現金預け金	731,175	857,677
コールローン及び買入手形	92,425	143,395
買入金銭債権	213,567	188,390
特定取引資産	42,392	100,368
有価証券	※1, ※7, ※14 1,741,692	※1, ※7, ※14 1,994,647
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 8,485,502	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 8,601,882
外国為替	※6 4,839	※6 3,948
リース債権及びリース投資資産	57,225	52,819
その他資産	※7 138,403	※7 139,006
有形固定資産	※10, ※11 130,158	※10, ※11 126,960
建物	40,927	39,358
土地	※9 80,026	※9 80,387
建設仮勘定	1,056	572
その他の有形固定資産	8,148	6,641
無形固定資産	21,781	18,034
ソフトウェア	19,355	16,136
のれん	1,807	1,281
その他の無形固定資産	618	616
繰延税金資産	61,155	49,940
支払承諾見返	358,400	331,805
貸倒引当金	△94,406	△88,352
資産の部合計	11,984,313	12,520,526
負債の部		
預金	※7 10,428,935	※7 10,725,087
譲渡性預金	48,750	96,900
コールマネー及び売渡手形	23,410	36,908
特定取引負債	1,573	1,460
借入金	※12 99,758	※7, ※12 282,939
外国為替	85	28
社債	※13 64,300	※13 64,300
その他負債	173,812	170,312
役員賞与引当金	9	40
退職給付引当金	118	143
睡眠預金払戻損失引当金	934	898
偶発損失引当金	594	700
特別法上の引当金	1	2
再評価に係る繰延税金負債	※9 22,048	※9 22,048
支払承諾	358,400	331,805
負債の部合計	11,222,733	11,733,577

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
資本金	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244
利益剰余金	264,885	298,369
自己株式	△689	△669
株主資本合計	657,068	690,573
その他有価証券評価差額金	23,855	13,446
繰延ヘッジ損益	△32	△9
土地再評価差額金	※9 31,524	※9 31,524
その他の包括利益累計額合計	55,347	44,961
新株予約権	192	274
少数株主持分	48,972	51,139
純資産の部合計	761,580	786,948
負債及び純資産の部合計	11,984,313	12,520,526

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
経常収益	301,235	284,744
資金運用収益	197,277	182,383
貸出金利息	172,263	157,937
有価証券利息配当金	17,890	17,681
コールローン利息及び買入手形利息	410	484
預け金利息	2,751	2,699
その他の受入利息	3,961	3,580
役務取引等収益	51,019	52,171
特定取引収益	1,379	1,250
その他業務収益	44,895	44,724
その他経常収益	※1 6,663	※1 4,214
経常費用	247,453	203,077
資金調達費用	17,898	13,545
預金利息	12,864	8,155
譲渡性預金利息	349	103
コールマネー利息及び売渡手形利息	198	499
借入金利息	2,165	2,112
社債利息	1,198	1,285
その他の支払利息	1,121	1,388
役務取引等費用	10,419	10,423
特定取引費用	72	16
その他業務費用	36,431	32,499
営業経費	112,006	110,968
その他経常費用	70,625	35,623
貸倒引当金繰入額	35,241	14,266
その他の経常費用	※2 35,384	※2 21,357
経常利益	53,782	81,667
特別利益	2,122	2,493
償却債権取立益	2,122	2,493
特別損失	3,047	373
固定資産処分損	3,045	360
その他の特別損失	1	13
税金等調整前当期純利益	52,857	83,787
法人税、住民税及び事業税	31,524	15,719
法人税等調整額	△11,285	17,603
法人税等合計	20,238	33,323
少数株主損益調整前当期純利益	—	50,464
少数株主利益	1,672	3,375
当期純利益	30,946	47,089

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	—	50,464
その他の包括利益	—	※1 △10,387
その他有価証券評価差額金	—	△10,409
繰延ヘッジ損益	—	22
包括利益	—	※2 40,077
親会社株主に係る包括利益	—	36,702
少数株主に係る包括利益	—	3,374

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	215,628	215,628
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	215,628	215,628
資本剰余金		
前期末残高	177,244	177,244
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	177,244	177,244
利益剰余金		
前期末残高	247,545	264,885
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
当期純利益	30,946	47,089
自己株式の処分	△8	△5
当期変動額合計	17,339	33,484
当期末残高	264,885	298,369
自己株式		
前期末残高	△712	△689
当期変動額		
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	55	48
当期変動額合計	22	20
当期末残高	△689	△669
株主資本合計		
前期末残高	639,706	657,068
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
当期純利益	30,946	47,089
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	46	42
当期変動額合計	17,361	33,504
当期末残高	657,068	690,573

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△5,517	23,855
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,372	△10,409
当期変動額合計	29,372	△10,409
当期末残高	23,855	13,446
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△69	△32
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37	22
当期変動額合計	37	22
当期末残高	△32	△9
土地再評価差額金		
前期末残高	31,524	31,524
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,524	31,524
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	25,937	55,347
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,409	△10,386
当期変動額合計	29,409	△10,386
当期末残高	55,347	44,961
新株予約権		
前期末残高	87	192
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	104	82
当期変動額合計	104	82
当期末残高	192	274
少数株主持分		
前期末残高	48,354	48,972
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	617	2,167
当期変動額合計	617	2,167
当期末残高	48,972	51,139

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	714,086	761,580
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
当期純利益	30,946	47,089
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	46	42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	30,132	△8,136
当期変動額合計	47,493	25,368
当期末残高	761,580	786,948

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	52,857	83,787
減価償却費	11,172	11,006
のれん償却額	648	526
貸倒引当金の増減(△)	△16,007	△6,054
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	9	31
退職給付引当金の増減額(△は減少)	26	25
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	54	△35
偶発損失引当金の増減(△)	174	106
資金運用収益	△197,277	△182,383
資金調達費用	17,898	13,545
有価証券関係損益(△)	△355	2,213
為替差損益(△は益)	871	2,423
固定資産処分損益(△は益)	3,045	360
特定取引資産の純増(△)減	17,524	△57,976
特定取引負債の純増減(△)	146	△113
貸出金の純増(△)減	480,054	△116,219
預金の純増減(△)	270,704	296,152
譲渡性預金の純増減(△)	△81,770	48,150
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△160,534	183,180
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	△46,098	△2,400
コールローン等の純増(△)減	12,028	△26,446
コールマネー等の純増減(△)	△104,354	13,498
外国為替(資産)の純増(△)減	2,418	890
外国為替(負債)の純増減(△)	39	△56
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	9,649	3,741
資金運用による収入	200,439	188,535
資金調達による支出	△18,829	△15,429
その他	△39,545	2,764
小計	414,992	443,822
法人税等の支払額	△12,849	△30,958
営業活動によるキャッシュ・フロー	402,142	412,864

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△740,905	△817,823
有価証券の売却による収入	156,449	275,222
有価証券の償還による収入	229,016	273,085
有形固定資産の取得による支出	△6,430	△2,437
有形固定資産の売却による収入	6,606	242
無形固定資産の取得による支出	△9,974	△2,287
その他	△247	58
投資活動によるキャッシュ・フロー	△365,485	△273,939
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	10,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	30,000	—
配当金の支払額	△13,598	△13,599
少数株主への配当金の支払額	△1,207	△1,207
自己株式の取得による支出	△32	△27
自己株式の売却による収入	46	42
財務活動によるキャッシュ・フロー	25,207	△14,791
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△31
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	61,853	124,101
現金及び現金同等物の期首残高	332,711	394,564
現金及び現金同等物の期末残高	※1 394,564	※1 518,666

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 4社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 11社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 (2) 非連結子会社 3社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 4社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 3社 持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。 (4) 持分法非適用の関連会社は該当ありません。
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1月及び7月24日 1社 3月末日 10社 (2) 1月及び7月24日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1月及び7月24日 1社 3月末日 10社 (2) 同左
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年から7年）に基づいて償却しております。 ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 ② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 ③ リース資産 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 133,331百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 106,527百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(6) 役員賞与引当金の計上基準 同左
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理（会計方針の変更） 当連結会計年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(10) 特別法上の引当金の計上基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(12) リース取引の処理方法 (借手側) 当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 (借手側) 同左
	(13) リース取引の収益・費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(13) リース取引の収益・費用の計上基準 同左
	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 ② 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記①、②以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(14) 重要なヘッジ会計の方法 ① 金利リスク・ヘッジ 同左 ② 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左
	_____	(15) のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
	_____	(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
	(17) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(17) 消費税等の会計処理 同左

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全時価評価法を採用しております。	_____
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。	_____
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	_____

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。なお、この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。	_____
_____	(資産除去債務に関する会計基準) 当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。なお、これにより連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
_____	(連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当連結会計年度では、「少数株主損益調整前当期純利益」を表示しております。

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
_____	当連結会計年度から「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用しております。ただし、「その他の包括利益累計額」及び「その他の包括利益累計額合計」の前連結会計年度の金額は、「評価・換算差額等」及び「評価・換算差額等合計」の金額を記載しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																						
※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 458百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 41,521百万円、延滞債権額は 161,311百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,625百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 29,021百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,480百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,582百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>981,807百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>49,239百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>35,316百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,198百万円及びその他資産 5,171百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 6,037百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,827,405百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,168,829百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	981,807百万円	貸出金	49,239百万円	担保資産に対応する債務		預金	35,316百万円	※1. 有価証券には、非連結子会社の出資金 335百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,401百万円、延滞債権額は 156,541百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 6,161百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,620百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 209,725百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,309百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>担保に供している資産</td><td></td></tr> <tr> <td>有価証券</td><td>1,006,756百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>28,521百万円</td></tr> <tr> <td>担保資産に対応する債務</td><td></td></tr> <tr> <td>預金</td><td>38,511百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>190,180百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 128,088百万円及びその他資産 8,073百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は 5,972百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,692,553百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,027,189百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	担保に供している資産		有価証券	1,006,756百万円	貸出金	28,521百万円	担保資産に対応する債務		預金	38,511百万円	借入金	190,180百万円
担保に供している資産																							
有価証券	981,807百万円																						
貸出金	49,239百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	35,316百万円																						
担保に供している資産																							
有価証券	1,006,756百万円																						
貸出金	28,521百万円																						
担保資産に対応する債務																							
預金	38,511百万円																						
借入金	190,180百万円																						

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円	※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円
※10. 有形固定資産の減価償却累計額 154,912百万円	※10. 有形固定資産の減価償却累計額 159,508百万円
※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 85,672百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)	※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 85,040百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。	※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 73,000百万円が含まれております。
※13. 社債は、劣後特約付社債であります。	※13. 社債は、劣後特約付社債であります。
※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 185,437百万円であります。	※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 154,716百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. その他経常収益には、株式等売却益 4,134百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益には、株式等売却益 1,629百万円を含んでおります。
※2. その他の経常費用には、貸出金償却 28,365百万円を含んでおります。	※2. その他の経常費用には、貸出金償却 18,004百万円を含んでおります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
※1. 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益	
その他の包括利益	29,564百万円
その他有価証券評価差額金	29,527百万円
繰延ヘッジ損益	37百万円
※2. 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益	
包括利益	62,183百万円
親会社株主に係る包括利益	60,356百万円
少数株主に係る包括利益	1,826百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式数 (千株)	当連結会計年度減少株式数 (千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	—	—	1,361,071	
合計	1,361,071	—	—	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,204	72	93	1,183	(注) 1, 2
合計	1,204	72	93	1,183	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株及び単元未満株式の買増請求 14千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—		192	
合計				—		192	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年5月13日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年3月31日	平成21年6月1日
平成21年11月13日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月1日

II 当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数 (千株)	当連結会計年度増加株式 数(千株)	当連結会計年度減少株式 数(千株)	当連結会計年度末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	1,361,071	—	—	1,361,071	
合計	1,361,071	—	—	1,361,071	
自己株式					
普通株式	1,183	65	82	1,166	(注) 1, 2
合計	1,183	65	82	1,166	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株及び単元未満株式の買増請求 6千株によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計年度末残高 (百万円)	摘 要
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権			—		274	
合計				—		274	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成22年3月31日	平成22年6月1日
平成22年11月12日取締役会	普通株式	6,799	5.0	平成22年9月30日	平成22年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日取締役会	普通株式	6,799	利益剰余金	5.0	平成23年3月31日	平成23年5月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 現金預け金勘定 731,175百万円 日本銀行以外への預け金 △336,610百万円 現金及び現金同等物 394,564百万円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年3月31日現在 現金預け金勘定 857,677百万円 日本銀行以外への預け金 △339,011百万円 現金及び現金同等物 518,666百万円

(リース取引関係)
(借手側)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																				
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 有形固定資産 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>53百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>34百万円</td></tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td><td>19百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>6百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>12百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>9百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。	取得価額相当額	53百万円	減価償却累計額相当額	34百万円	年度末残高相当額	19百万円	1年内	5百万円	1年超	6百万円	合計	12百万円	支払リース料	9百万円	減価償却費相当額	9百万円	支払利息相当額	0百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 有形固定資産 <table> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>50百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>40百万円</td></tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td><td>9百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>4百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>6百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>5百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>0百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 同左 - 利息相当額の算定方法 同左 同左	取得価額相当額	50百万円	減価償却累計額相当額	40百万円	年度末残高相当額	9百万円	1年内	4百万円	1年超	1百万円	合計	6百万円	支払リース料	5百万円	減価償却費相当額	5百万円	支払利息相当額	0百万円
取得価額相当額	53百万円																																				
減価償却累計額相当額	34百万円																																				
年度末残高相当額	19百万円																																				
1年内	5百万円																																				
1年超	6百万円																																				
合計	12百万円																																				
支払リース料	9百万円																																				
減価償却費相当額	9百万円																																				
支払利息相当額	0百万円																																				
取得価額相当額	50百万円																																				
減価償却累計額相当額	40百万円																																				
年度末残高相当額	9百万円																																				
1年内	4百万円																																				
1年超	1百万円																																				
合計	6百万円																																				
支払リース料	5百万円																																				
減価償却費相当額	5百万円																																				
支払利息相当額	0百万円																																				
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リースの取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>91百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>158百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>249百万円</td></tr> </table>	1年内	91百万円	1年超	158百万円	合計	249百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リースの取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>84百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>75百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>160百万円</td></tr> </table>	1年内	84百万円	1年超	75百万円	合計	160百万円																								
1年内	91百万円																																				
1年超	158百万円																																				
合計	249百万円																																				
1年内	84百万円																																				
1年超	75百万円																																				
合計	160百万円																																				

(貸手側)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
1. ファイナンス・リース取引			1. ファイナンス・リース取引		
(1) リース投資資産の内訳			(1) リース投資資産の内訳		
リース料債権部分		57,059百万円	リース料債権部分		51,849百万円
見積残存価額部分		7,323百万円	見積残存価額部分		6,416百万円
受取利息相当額		△7,555百万円	受取利息相当額		△5,982百万円
合計		56,827百万円	合計		52,283百万円
(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳			(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳		
	リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分 (百万円)		リース債権 (百万円)	リース投資資産に係る リース料債権部分 (百万円)
1年以内	154	20,489	1年以内	179	18,313
1年超 2年以内	116	15,121	1年超 2年以内	113	13,366
2年超 3年以内	49	10,268	2年超 3年以内	78	9,269
3年超 4年以内	36	6,289	3年超 4年以内	55	5,992
4年超 5年以内	24	3,063	4年超 5年以内	42	3,060
5年超	38	1,827	5年超	104	1,846
合計	421	57,059	合計	574	51,849
2. オペレーティング・リース取引			2. オペレーティング・リース取引		
・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料			・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
1年以内		160百万円	1年以内		190百万円
1年超		871百万円	1年超		851百万円
合計		1,032百万円	合計		1,042百万円

(金融商品関係)

I. 前連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行テリトリー内の中小企業貸出金及び個人向け住宅ローンであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行テリトリー内の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、取り扱っている内容は以下のとおりであります。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスク・ヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理(ALM)や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理態勢の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」(以下「実務指針」という。)等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、為替スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の対象はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識の下、リスク管理態勢の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

また、一部の連結子会社では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクは銀行の健全性と収益性の双方に最も影響を与えるリスクであるとの認識の下、経営理念のひとつである「信用秩序の支え役として円滑な資金供給」を実現するため、「クレジットポリシー」を定め、与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。

また、信用リスク管理部署であるリスク統括部(与信企画室)は、個別与信審査を行う融資部から独立した組織とし、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を実施しております。

《与信ポートフォリオの管理態勢》

「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

また、ポートフォリオをさまざまな切り口からモニタリング(監視)し、以下の「与信集中リスク」を厳格に管理しております。

- ・特定の債務者又はグループに与信が集中して大きな損失が発生する「債務者集中リスク」を抑制するため、経営体力や収益力を基準に一定以上の大口与信先に対しては、取締役会が総与信限度枠と対応策を直接決定する。
- ・特定の業種に与信が集中して経済情勢の変化などにより大きな損失が発生する「業種集中リスク」を抑制するため、特定業種に対する与信限度枠やアラームポイントによる管理を行う。
- ・特定の資金使途に与信が集中して融資慣行や社会環境の変化などにより大きな損失が発生する「資金使途別集中リスク」の発生を把握するため、定期的に調査を行う。

これらの与信ポートフォリオ管理の実効性を高めるために、「与信ポートフォリオ会議(役員等で構成する経営会議)」を定期的に開催し、全行的な観点から地域別・規模別・格付別・業種別・商品別構成などの与信状況やリスク・リターンの分析を行うとともに、「内部格付制度」の有効性検証などを通じて信用リスク管理体制の高度化に向けての重要事項を協議・決定しております。

こうした信用リスク管理体制を支えるためには、大量のデータを適切に蓄積する必要があり、当行では内部データベースの拡充に取り組んでおりますが、さらにこれを補完するため、社団法人全国地方銀行協会の共同システムである「信用リスク情報統合サービス（C R I T S）」、「信用リスク評価システム（Credit Gauge）」を利用しております。この共同システムは、企業の財務スコアリングモデル・与信管理データベース・信用リスク計量化などの機能をフル装備し、また、地銀64行から収集した全国レベルの与信状況や信用リスクに関する大規模な統計データを利用できるようにしております。また、この共同システムを利用することにより、短時間でモンテカルロシミュレーション法（20万回）による計算が可能となり、より精緻な信用リスクの計量化を実現しております。

《個別与信の管理態勢》

個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」「安全性」「収益性」「成長性」「流動性」の5原則に則った厳正な審査を行っております。

審査にあたっては、従来からの融資業務にかかわる信用リスクにとどまらず、デリバティブなどの市場取引にかかわる取引相手先の信用リスクなどを加味し、取引先グループごとにオンバランス・オフバランス、国内・海外を合算した与信判断を行っております。

また、個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融資会議（役員等で構成する経営会議）」において分析・検討を行い、応否の決定を行っております。

なお、与信実行後についても、業績不振となってしまった企業に対しては「経営サポート室」が積極的に再生支援を行っております。この再生支援を効果的に行うためには、知識・経験の豊富な人材が不可欠であり、当行では「ビジネス・ソリューション・アドバイザー認定制度」を設けて再生支援を担う人材を育成するなど、取引先の経営改善へのサポート体制を強化しております。

② 市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化するお客さまのニーズに適切に対処し、銀行全体の収益力向上に資する市場取引の実施とそれに沿った市場リスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、A L M（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

《管理態勢》

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに「A L M会議（役員等で構成する経営会議）」において、銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（保有額の上限）とウォーニングポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を決定しております。市場リスク運営部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

また、市場部門内の相互牽制態勢の確保のため、フロントオフィス（市場営業部）・ミドルオフィス（リスク統括部）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に分離しております。ミドルオフィスは、市場リスクの管理部署として、市場取引にかかわるリスクとリターンの把握を行うとともに、フロントオフィス、バックオフィスの牽制・監視を行っております。市場取引の運用状況や損益状況は、ミドルオフィスにより、毎日、直接経営陣にその状況が報告されております。

《市場リスクの計測》

現在、当行では市場リスクの計測において、V a R（ヒストリカル・シミュレーション法）、B P Vのほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行は、比較的短期間の預金を調達し、長期間の貸出・債券で運用するという基本的な資産・負債構造にあります。したがって、資金決済を円滑に行うための流動性リスク管理は、銀行が存続するうえで、最重要課題として認識されるものであります。また、当行において流動性の不足が発生した場合は、当行のみの問題ではなく、金融システム全体や地域経済全体に多大な影響を及ぼすシステミックリスクを顕在化させるものであります。したがって、当行では「流動性リスク管理基本規程」などの諸規程に、日常の流動性リスク管理の方法をきめ細かく規定するとともに、万が一の流動性リスク懸念時・危機時の適切な対応策を定めております。

《管理態勢》

日々の資金繰りに対する安定的な対処及び緊急的な資金流出に備える意味で、半期ごとにA L M会議において、換金性の高い流動性資産を一定水準以上に確保しなければならない支払準備ガイドラインを定めております。ミドルオフィス（リスク統括部）は、毎日、このガイドライン以上の支払準備が確保されているかを厳格に監視しております。

また、資金の運用調達状況については、A L M会議のほか、関連部署で毎週開催する「市場リスク専門部会」において、金利為替相場の見通しやリスクの状況とともに検討し、市場環境の変化を踏まえた流動性リスク管理を行っております。

万が一、市場環境や当行の運用調達状況に大きな変動があった場合など、流動性リスクの顕在化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	731,175	731,175	—
(2) 買入金銭債権	213,567	213,567	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	172,258	176,262	4,004
その他有価証券	1,554,671	1,554,671	—
(4) 貸出金	8,485,502		
貸倒引当金（※1）	△91,095		
	8,394,406	8,469,481	75,074
資産計	11,066,079	11,145,158	79,078
(1) 預金	10,428,935	10,437,756	8,820
負債計	10,428,935	10,437,756	8,820
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	6,637	6,637	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	901	901	—
デリバティブ取引計	7,539	7,539	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえ検討を行い、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当連結会計年度末において、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は9,487百万円増加、「繰延税金資産」は3,853百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は5,633百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レートを基礎とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式 (*1) (*3)	14,115
② 組合出資金 (*2) (*3)	188
合 計	14,304

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(*3) 当連結会計年度において、非上場株式について 379百万円、組合出資金について 103百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	602,755	—	—	—	—	—
買入金銭債権	17,663	—	—	—	—	196,390
有価証券	206,628	374,699	574,787	93,264	181,492	134,477
満期保有目的の債券	7,964	41,992	67,503	24,777	19,830	10,000
うち国債	500	17,500	10,390	—	—	8,000
地方債	—	16,413	50,278	14,777	17,928	2,000
社債	7,183	7,996	6,834	10,000	1,902	—
その他有価証券のうち満期があるもの	198,664	332,707	507,284	68,487	161,662	124,477
うち国債	56,260	28,000	352,300	27,000	153,800	69,200
地方債	22,276	78,727	63,320	16,817	7,862	—
社債	111,818	210,497	91,163	24,481	—	24,980
貸出金(*)	2,328,931	1,435,364	957,547	519,640	617,109	2,309,142
合 計	3,155,979	1,810,063	1,532,334	612,904	798,601	2,640,011

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 202,833百万円、期間の定めのないもの 114,934百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金(*)	9,665,483	577,008	175,401	4,710	6,331	—
合 計	9,665,483	577,008	175,401	4,710	6,331	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

II. 当連結会計年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、銀行業務を中心にリース業務、保証業務、ベンチャーキャピタル業務、金融商品取引業務などの金融サービスに係る事業を行っております。地域における中小企業、個人向け業務を当行グループの中核事業と位置づけ、景気変動や市場変化の悪影響を最小限にとどめ、地域における金融システムの担い手として安定・継続して金融サービスを提供することを基本方針としております。このため、当行の中期経営計画や業務運営方針など戦略目標に対応した金融商品に内包された各種リスクを継続的に識別、評価、モニタリング、コントロールすることにより経営の健全性を確保し、経営資源の適切な配分を通じてリスクに見合った安定収益の確保を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として当行テリトリー内の中小企業貸出金及び個人向け住宅ローンであり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、売買目的、満期保有目的、その他有価証券で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債は、主として当行テリトリー内の個人預金であり、流動性預金、定期性預金で構成されておりますが、一定の環境の下で予期せぬ資金の流出などにより損失を被る流動性リスクに晒されております。

貸出金等の資産と預金等の負債には、金利又は期間のミスマッチが存在しており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引については、取り扱っている内容は以下のとおりであります。

- ・金利関連取引：金利先物取引、金利スワップ取引、金利オプション取引
- ・通貨関連取引：通貨スワップ取引、クーポンスワップ取引、為替先物予約取引、通貨オプション取引
- ・債券関連取引：債券先物取引、債券先物オプション取引、債券店頭オプション取引

当行は、①お客さまの多様化する運用・調達ニーズにお応えし、各種のリスク・ヘッジ手段を提供するため、②当行の資産・負債構造の管理（A L M）や相場変動リスク等のヘッジ目的のため、③当行の収益増強のため、デリバティブ取引に積極的に取り組んでおります。しかしながら、デリバティブ取引にはリスクが伴うことに留意し、当行の体力やリスク管理態勢の範囲内でコントロール可能なリスク量となるよう心掛けております。なお、ヘッジ目的で取組んだデリバティブ取引については、「金融商品会計に関する実務指針」（以下「実務指針」という。）等に準拠した行内規程類と行内ヘッジ方針に基づいて、「ヘッジ会計」を採用しております。当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

- ・ヘッジ対象：貸出金、外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段：金利スワップ、為替スワップ

ヘッジ有効性の評価方法は、実務指針等に定められた方法により評価しております。

デリバティブ取引には他の市場性取引と同様に、市場リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。また、お客さまの多様なニーズとそれに応える金融技術の高度化を背景に、デリバティブ取引の対象はより広範になり、取引も複雑化しております。したがって、取引に係るリスク量、取引相手の信用リスク等の迅速かつ正確な把握と管理が必要との認識の下、リスク管理態勢の整備を心掛けております。

デリバティブ取引に係るリスクの中で、当行が重点的に管理しておりますのは、以下の2つのリスクであります。

- ・市場リスク：金利・為替等の市場の変動によって損失が発生するリスク
- ・信用リスク：取引相手が支払不能になることにより、市場で同じ取引を再構築するためにコストが発生するリスク

また、一部の連結子会社では、リース債権、割賦債権を保有しております。当該金融商品は、金利変動リスク、信用リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

信用リスクは銀行の健全性と収益性の双方に最も影響を与えるリスクであるとの認識の下、経営理念のひとつである「信用秩序の支え役として円滑な資金供給」を実現するため、「クレジットポリシー」を定め、与信ポートフォリオ管理と個別与信管理の最適化に取り組んでおります。

また、信用リスク管理部署であるリスク統括部（与信企画室）は、個別与信審査を行う融資部から独立した組織とし、債務者及び個別与信案件の信用度を客観的に分類するための「内部格付制度」や「自己査定制度」を整備し、適切な信用リスクのコントロールと適正な償却・引当を実施しております。

《与信ポートフォリオの管理態勢》

「内部格付制度」に基づき、債務者格付ごとのデフォルト実績や担保・保証データを用いて統計的に与信ポートフォリオ全体の信用リスク量を計量化し、リスクと経営体力の対比や適正な貸出金利の設定など健全性・収益性の評価を行っております。

また、ポートフォリオをさまざまな切り口からモニタリング（監視）し、以下の「与信集中リスク」を厳格に管理しております。

- ・特定の債務者又はグループに与信が集中して大きな損失が発生する「債務者集中リスク」を抑制するため、経営体力や収益力を基準に一定以上の大口与信先に対しては、取締役会が総与信限度枠と対応策を直接決定する。
- ・特定の業種に与信が集中して経済情勢の変化などにより大きな損失が発生する「業種集中リスク」を抑制するため、特定業種に対する与信限度枠やアラームポイントによる管理を行う。
- ・特定の資金使途に与信が集中して融資慣行や社会環境の変化などにより大きな損失が発生する「資金使途別集中リスク」の発生を把握するため、定期的に調査を行う。

これらの与信ポートフォリオ管理の実効性を高めるために、「与信ポートフォリオ会議（役員等で構成する経営会議）」を定期的に開催し、全行的な観点から地域別・規模別・格付別・業種別・商品別構成などの与信状況やリスク・リターン分析を行うとともに、「内部格付制度」の有効性検証などを通じて信用リスク管理体制の高度化に向けての重要事項を協議・決定しております。

こうした信用リスク管理体制を支えるためには、大量のデータを適切に蓄積する必要があり、当行では内部データベースの拡充に取り組んでおりますが、さらにこれを補完するため、社団法人全国地方銀行協会の共同システムである「信用リスク情報統合サービス（C R I T S）」、「信用リスク評価システム（Credit Gauge）」を利用しております。この共同システムは、企業の財務スコアリングモデル・与信管理データベース・信用リスク計量化などの機能をフル装備し、また、地銀63行から収集した全国レベルの与信状況や信用リスクに関する大規模な統計データを利用できるようにしております。また、この共同システムを利用することにより、短時間でモンテカルロシミュレーション法（20万回）による計算が可能となり、より精緻な信用リスクの計量化を実現しております。

《個別与信の管理態勢》

個別の与信判断については、「クレジットポリシー」に定めた「公共性」「安全性」「収益性」「成長性」「流動性」の5原則に則った厳正な審査を行っております。

審査にあたっては、従来からの融資業務にかかわる信用リスクにとどまらず、デリバティブなどの市場取引にかかわる取引相手先の信用リスクなどを加味し、取引先グループごとにオンバランス・オフバランス、国内・海外を合算した与信判断を行っております。

また、個別の大口与信については、ガバナンス強化の観点から「投融資会議（役員等で構成する経営会議）」において分析・検討を行い、応否の決定を行っております。

なお、与信実行後についても、業績不振となってしまった企業に対しては「経営サポート室」が積極的に再生支援を行っております。この再生支援を効果的に行うためには、知識・経験の豊富な人材が不可欠であり、当行では「ビジネス・ソリューション・アドバイザー認定制度」を設けて再生支援を担う人材を育成するなど、取引先の経営改善へのサポート体制を強化しております。

② 市場リスクの管理

デリバティブなどの金融技術の発展を背景にますます多様化するお客さまのニーズに適切に対処し、銀行全体の収益力向上に資する市場取引の実施とそれに沿った市場リスク管理を行うことを基本方針としております。具体的には、A L M（Asset Liability Management）の一環として、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクのコントロールを実施しております。

《管理態勢》

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに「ALM会議（役員等で構成する経営会議）」において、銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（保有額の上限）とウォーニングポイント（対応方針を見直す損失額の水準）を決定しております。市場リスク運営部署は、これらのリスクリミットルールに基づき、機動的かつ効率的に市場取引を行っております。

市場部門内の相互牽制態勢の確保のため、フロントオフィス（市場営業部）・ミドルオフィス（リスク統括部）・バックオフィス（事務統括部）を組織的に分離しております。ミドルオフィスは、市場リスクの管理部署として、市場取引にかかわるリスクとリターンの把握を行うとともに、フロントオフィス、バックオフィスの牽制・監視を行っております。市場取引の運用状況や損益状況は、ミドルオフィスにより、毎日、直接経営陣にその状況が報告されております。また、市場業務をトレーディング業務とバンキング業務に区分して管理を行っております。

トレーディング業務として、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る目的、又は当該目的で行う取引により生じ得る損失を減少させる目的で行う取引（特定取引）を行っております。トレーディング業務で取り扱うことができる商品は、国債、国債先物取引、金利スワップ取引、金利先物取引などの商品であります。バンキング業務はトレーディング業務以外を指します。なお、トレーディング業務は、特定取引の定義、時価算定の権限や方法などについて規定した行内規程に従い、厳格な運用を行っております。

《市場リスクの計測》

現在、当行では市場リスクの計測において、VaR（バリュアットリスク）、BPV（ベシスポイントバリュ）のほか、業務の特性や運用方針に合った効果的・効率的な計測方法を組み合わせて活用しております。なお、当行では、VaRなどを計測するにあたって、同じ市場リスク計測システムを使用しております。

《市場リスクに係る定量的情報》

当行は、原則全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主としてVaRを用いております。VaRの算定にあたってはヒストリカル・シミュレーション法（信頼区間 99.9%、観測期間 1,250日）を採用しており、保有期間については、トレーディング目的の金融商品は10日、トレーディング目的以外の金融商品（バンキング業務に係る金融商品）は、ポジション解消期間などを考慮して適切な期間を設定（主に1ヵ月から1年）しております。

平成23年3月31日現在で当行のトレーディング業務の市場リスク量（損失額の推計値）は、総額で68百万円、バンキング業務の市場リスク量（非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の市場リスクは除く）は、総額で110,275百万円であります。なお、市場リスク量の総額は各市場リスク量をリスク種類別に単純合算した合計額であります。また、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金として、最長5年（平均2.5年以内）の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

当行ではモデルが算出するVaRと仮想損益（リスク量計量時点のポートフォリオを固定した場合に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを実施しており、バックテストの結果は、四半期ごとにALM会議に報告しております。実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率でのリスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

銀行は、比較的短期間の預金を調達し、長期間の貸出・債券で運用するという基本的な資産・負債構造にあります。したがって、資金決済を円滑に行うための流動性リスク管理は、銀行が存続するうえで、最重要課題として認識されるものであります。また、当行において流動性の不足が発生した場合は、当行のみの問題ではなく、金融システム全体や地域経済全体に多大な影響を及ぼすシステムミックリスクを顕在化させるものであります。したがって、当行では「流動性リスク管理基本規程」などの諸規程に、日常の流動性リスク管理の方法をきめ細かく規定するとともに、万が一の流動性リスク懸念時・危機時の適切な対応策を定めております。

《管理態勢》

日々の資金繰りに対する安定的な対処及び緊急的な資金流出に備える意味で、半期ごとにALM会議において、換金性の高い流動性資産を一定水準以上に確保しなければならない支払準備ガイドラインを定めております。ミドルオフィス（リスク統括部）は、毎日、このガイドライン以上の支払準備が確保されているかを厳格に監視しております。

また、資金の運用調達状況については、ALM会議のほか、関連部署で毎週開催する「市場リスク専門部会」において、金利為替相場の見通しやリスクの状況とともに検討し、市場環境の変化を踏まえた流動性リスク管理を行っております。

万が一、市場環境や当行の運用調達状況に大きな変動があった場合など、流動性リスクの顕現化の兆候が察知された場合には、ただちに関連部署による「流動性リスク緊急対策会議」を開催し、情報の収集・整理を行い、必要な対応策について迅速に意思決定できる態勢としております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金預け金	857,677	857,677	—
(2) コールローン及び買入手形	143,395	143,395	—
(3) 買入金銭債権	188,390	188,390	—
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	214,146	217,838	3,691
その他有価証券	1,766,601	1,766,601	—
(5) 貸出金	8,601,882		
貸倒引当金（※1）	△86,046		
	8,515,836	8,593,691	77,855
資産計	11,686,048	11,767,594	81,546
(1) 預金	10,725,087	10,732,150	7,062
(2) 借入金	282,939	283,612	673
負債計	11,008,026	11,015,762	7,736
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	7,191	7,191	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(4,672)	(4,672)	—
デリバティブ取引計	2,518	2,518	—

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（※2）特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金、又は約定期間が短期間（1年以内）の預け金は、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

私募債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行会社の信用状態が引受後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引くことにより算出しております。

変動利付国債の時価について、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断したものは、当連結会計年度末において、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は 8,035百万円増加、「繰延税金資産」は 3,263百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 4,771百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、インプライド・フォワードレート等から見積もった将来キャッシュ・フローを、国債スポット・レート为基础とした割引率で割引くことにより算出しております。なお、主要な価格決定変数は、国債スポット・レート及びスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを、無リスクの利子率に内部格付に基づき見積もった信用リスク・プレミアム等を加算した割引率で割引いて現在価値を算出しております。なお、信用リスクの内部管理の区分に基づき、一部の貸出金については、将来のキャッシュ・フローを商品別、残存期間別にグルーピングしております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、商品別、残存期間別にグルーピングした将来のキャッシュ・フローを、新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算出しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
① 非上場株式 （※1）（※3）	13,418
② 組合出資金 （※2）（※3）	145
合 計	13,563

（※1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（※2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

（※3）当連結会計年度において、非上場株式について 273百万円、組合出資金について 23百万円減損処理を行っております。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預け金	702,934	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	143,395	—	—	—	—	—
買入金銭債権	19,173	—	—	—	—	169,135
有価証券	164,057	606,355	612,625	99,636	281,734	66,984
満期保有目的の債券	20,208	56,600	57,335	3,040	66,889	10,000
うち国債	18,000	500	9,890	—	—	8,000
地方債	—	44,024	37,445	3,040	21,088	2,000
社債	2,132	12,076	10,000	—	45,801	—
その他有価証券のうち満期があるもの	143,849	549,754	555,289	96,596	214,845	56,984
うち国債	14,500	198,000	263,300	20,000	204,000	14,000
地方債	35,009	43,743	76,825	20,444	5,246	—
社債	82,826	292,176	209,262	56,038	5,599	19,298
貸出金（※）	2,218,334	1,525,850	1,012,950	532,708	661,708	2,372,152
合 計	3,247,895	2,132,205	1,625,575	632,344	943,442	2,608,272

（※）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 172,943百万円、期間の定めのないもの 105,233百万円は含めておりません。

（注4）社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 3年以内 （百万円）	3年超 5年以内 （百万円）	5年超 7年以内 （百万円）	7年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
預金（※）	9,988,303	556,760	169,071	4,340	6,611	—
合 計	9,988,303	556,760	169,071	4,340	6,611	—

借入金の連結決算日後の返済予定額につきましては、「⑤連結附属明細表（借入金等明細表）」に記載しております。

（※）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びその他の特定取引資産、「買入金
 銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△61

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	35,911	36,792	881
	地方債	88,513	90,928	2,414
	社債	28,197	29,019	821
	小計	152,623	156,740	4,117
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	499	499	△0
	地方債	13,104	13,021	△82
	社債	5,667	5,637	△30
	その他	363	363	—
	小計	19,635	19,522	△112
合計		172,258	176,262	4,004

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	91,976	58,547	33,429
	債券	1,057,272	1,038,483	18,789
	国債	584,271	570,192	14,079
	地方債	125,163	123,952	1,211
	社債	347,838	344,339	3,498
	その他	91,403	90,202	1,200
	小計	1,240,652	1,187,233	53,418
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	48,646	59,029	△10,382
	債券	301,798	303,827	△2,028
	国債	115,971	116,543	△572
	地方債	66,763	66,937	△174
	社債	119,064	120,345	△1,281
	その他	159,477	162,417	△2,940
	小計	509,922	525,274	△15,351
合計		1,750,574	1,712,507	38,067

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却損益(百万円)
社債	120	120	0
合計	120	120	0

(売却の理由) 社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	17,014	3,991	397
債券	136,503	985	576
国債	98,777	841	529
地方債	17,948	—	38
社債	19,778	143	7
その他	7,840	143	75
合計	161,358	5,120	1,048

6. 保有目的を変更した有価証券

当連結会計年度中に、満期保有目的の債券 606百万円の保有目的を、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。この変更による経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、310百万円（うち、株式 288百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

II 当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△37

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	36,404	37,286	881
	地方債	107,620	110,110	2,489
	社債	35,214	36,049	834
	小計	179,239	183,446	4,206
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	198	193	△5
	社債	34,632	34,122	△509
	その他	75	75	—
	小計	34,906	34,392	△514
合計		214,146	217,838	3,691

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	68,391	43,450	24,940
	債券	1,143,016	1,124,021	18,995
	国債	608,665	593,670	14,994
	地方債	128,903	128,065	837
	社債	405,447	402,285	3,162
	その他	79,116	78,368	747
	小計	1,290,524	1,245,840	44,683
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	52,764	70,610	△17,846
	債券	441,178	443,927	△2,748
	国債	120,897	121,713	△815
	地方債	54,903	55,098	△195
	社債	265,378	267,116	△1,737
	その他	151,350	154,186	△2,835
	小計	645,293	668,724	△23,431
合計		1,935,818	1,914,565	21,252

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
社債	152	153	1
合計	152	153	1

（売却の理由）社債の売却については、私募債の買入消却であります。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	5,995	1,624	501
債券	266,649	1,090	2,187
国債	205,887	543	2,140
地方債	45,475	488	1
社債	15,286	58	46
その他	2,640	108	23
合計	275,284	2,823	2,712

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、991百万円（うち、株式 973百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

I 前連結会計年度
該当事項はありません。

II 当連結会計年度
該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成22年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	38,067
その他有価証券	38,067
（△）繰延税金負債	14,162
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	23,905
（△）少数株主持分相当額	49
その他有価証券評価差額金	23,855

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額及び組合出資金の組合財産であるその他有価証券に係る評価差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金（平成23年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	21,252
その他有価証券	21,252
（△）繰延税金負債	7,757
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	13,495
（△）少数株主持分相当額	48
その他有価証券評価差額金	13,446

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品に区分している外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡し契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	1,774,883	1,479,327	28,360	28,360
	受取変動・支払固定	1,772,100	1,404,297	△23,812	△23,812
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	57,668	34,355	△77	1,300
	買建	31,110	16,310	41	41
	合計	—	—	4,511	5,889

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	266,407	235,349	1,855	1,855
	為替予約				
	売建	25,750	—	△357	△357
	買建	30,671	—	438	438
	通貨オプション				
	売建	70,457	42,537	△3,711	540
	買建	68,054	41,898	3,900	839
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	2,126	3,316

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	465	465	△7
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	232	232	(注) 3
	合計	—	—	—	△7

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成22年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	390,807	—	908
	合計	—	—	—	908

(注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成22年3月31日現在）

該当事項はありません。

II 当連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	金利先渡し契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	2,047,650	1,696,868	30,021	30,021
	受取変動・支払固定	2,045,391	1,638,091	△24,809	△24,809
	受取変動・支払変動	192,490	192,490	220	220
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	50,231	32,565	△145	861
	買建	33,300	17,300	113	113
	合計	—	—	5,399	6,405

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。
3. その他はキャップ取引等であります。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
店頭	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	202,879	180,617	1,330	1,330
	為替予約				
	売建	17,184	—	△135	△135
	買建	21,915	—	117	117
	通貨オプション				
	売建	69,777	26,610	△5,008	△534
	買建	72,073	26,610	5,492	2,051
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,796	2,827

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物 売建	554	—	△4	△4
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他 売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△4	△4

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	415	415	△10
金利スワップ の特例処理	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	194	194	(注) 3
	合計	—	—	—	△10

(注) 1. 繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理によっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ	外貨建の預け 金、預金等	335,554	—	△4,662
	合計	—	—	—	△4,662

(注) 1. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けるとともに、確定拠出年金制度を設けております。また、当行は、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

連結子会社は退職一時金制度を設けております。連結子会社のうち1社は確定給付型の制度として適格退職年金制度を設けており、2社は確定拠出年金制度を設けております。

なお、当行においては、退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務(注)1, 2	(A)	△73,359	△73,599
年金資産	(B)	64,906	63,124
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	△8,452	△10,475
未認識数理計算上の差異	(D)	35,314	35,970
連結貸借対照表計上額純額	(E)=(C)+(D)	26,861	25,495
前払年金費用	(F)	26,979	25,638
退職給付引当金	(E)-(F)	△118	△143

(注) 1. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

2. 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用(注)1, 2	1,239	1,304
利息費用	1,469	1,462
期待運用収益	△1,774	△1,979
数理計算上の差異の費用処理額	4,368	4,043
その他(臨時に支払った割増退職金等)	433	481
退職給付費用	5,736	5,313

(注) 1. 企業年金基金に対する従業員拠出額を控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
(1) 割引率	2.0%	同左
(2) 期待運用収益率	3.5%	同左
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	15年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 121百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、参 与、副参与、参事(部店 長級)並びに連結子会社 に出向している参与、副 参与の資格を有する使用 人：275	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、参 与、副参与、参事並びに 連結子会社に出向してい る参与、副参与、参事の 資格を有する者のうち、 連結子会社の役付役員で ある使用人：252	当行取締役：8 使用人：180	当行取締役：8 使用人：186
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株	普通株式 1,407,000株
付与日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日	平成15年7月7日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：8 使用人：280	当行取締役：7 使用人：455	当行取締役：7 当行使用人で執行役員た る地位にある者：11	当行取締役：8 当行使用人で執行役員た る地位にある者：10
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株	普通株式 178,800株	普通株式 277,200株
付与日	平成16年7月6日	平成17年7月7日	平成20年7月9日	平成21年7月8日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	平成20年7月10日から 平成50年7月9日まで	平成21年7月9日から 平成51年7月8日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成12年 ストック・ オプション	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)								
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	43,900	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	277,200
失効	—	—	—	—	—	—	2,200	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	41,700	208,800
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	68,400
権利確定後 (株)								
前連結会計年度末	503,000	684,000	1,036,000	680,000	1,968,000	4,288,000	134,900	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	41,700	208,800
権利行使	3,000	—	—	50,000	—	—	26,000	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	500,000	684,000	1,036,000	630,000	1,968,000	4,288,000	150,600	208,800

② 単価情報

	平成12年 ストック・ オプション	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	498	502	520	437	624	648	1	1
行使時平均株価 (円)	492	—	—	490	—	—	493	—
付与日における公正 な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	647	454

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価額の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	40.407%
予想残存期間	5年1ヵ月
予想配当 (注) 2	10.00円/株
無リスク利率 (注) 3	0.702%

(注) 1. 5年1ヵ月間(平成16年6月8日から平成21年7月8日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去1年間の配当実績であります。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

Ⅱ 当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 117百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年 ストック・オプション	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、参 与、副参与、参事（部店 長級）並びに連結子会社 に出向している参与、副 参与の資格を有する使用 人：275	当行取締役：8 当行本部、営業店に所属 する執行役員、理事、参 与、副参与、参事並びに 連結子会社に出向してい る参与、副参与、参事の 資格を有する者のうち、 連結子会社の役付役員で ある使用人：252	当行取締役：8 使用人：180	当行取締役：8 使用人：186
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 1,504,000株	普通株式 1,489,000株	普通株式 1,473,000株	普通株式 1,407,000株
付与日	平成12年7月7日	平成13年7月6日	平成14年7月5日	平成15年7月7日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	平成17年6月27日から 平成25年6月26日まで

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：8 使用人：280	当行取締役：7 使用人：455	当行取締役：7 当行使用人で執行役員た る地位にある者：11	当行取締役：8 当行使用人で執行役員た る地位にある者：10
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 2,186,000株	普通株式 4,379,000株	普通株式 178,800株	普通株式 277,200株
付与日	平成16年7月6日	平成17年7月7日	平成20年7月9日	平成21年7月8日
権利確定条件	定めなし	同左	同左	同左
対象勤務期間	定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	平成18年6月26日から 平成26年6月25日まで	平成19年6月29日から 平成27年6月28日まで	平成20年7月10日から 平成50年7月9日まで	平成21年7月9日から 平成51年7月8日まで

	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)	当行取締役：7 当行使用人で執行役員た る地位にある者：10
株式の種類別のストック・ オプションの数（注）	普通株式 322,800株
付与日	平成22年7月7日
権利確定条件	定めなし
対象勤務期間	定めなし
権利行使期間	平成22年7月8日から 平成52年7月7日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成12年 ストック・ オプション	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション
権利確定前 (株)									
前連結会計年度末	—	—	—	—	—	—	—	68,400	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	—	322,800
失効	—	—	—	—	—	—	—	6,000	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	62,400	242,700
未確定残	—	—	—	—	—	—	—	—	80,100
権利確定後 (株)									
前連結会計年度末	500,000	684,000	1,036,000	630,000	1,968,000	4,288,000	150,600	208,800	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	62,400	242,700
権利行使	—	—	—	10,000	—	—	28,700	37,100	—
失効	500,000	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	—	684,000	1,036,000	620,000	1,968,000	4,288,000	121,900	234,100	242,700

② 単価情報

	平成12年 ストック・ オプション	平成13年 ストック・ オプション	平成14年 ストック・ オプション	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション	平成22年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	498	502	520	437	624	648	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	499	—	—	435	431	—
付与日における 公正な評価単価 (円)	—	—	—	—	—	—	647	454	368

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年ストック・オプションについての公正な評価額の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	40.938%
予想残存期間	5年
予想配当 (注) 2	10.00円/株
無リスク利率 (注) 3	0.345%

(注) 1. 5年間(平成17年7月7日から平成22年7月7日まで)の株価実績に基づき算出しております。

2. 過去1年間の配当実績であります。

3. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 70,840百万円 有価証券償却 3,972百万円 その他有価証券評価差額金 36百万円 その他 17,211百万円 繰延税金資産小計 92,061百万円 評価性引当額 △5,882百万円 繰延税金資産合計 86,179百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △14,198百万円 退職給付信託設定益金不算入 △6,978百万円 その他 △3,847百万円 繰延税金負債合計 △25,024百万円 繰延税金資産の純額 61,155百万円 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △0.9 法人税額の特別控除額等 △0.8 その他 △0.6 税効果会計適用後の法人税等の負担率 38.3%	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 貸倒引当金損金算入限度超過額 54,186百万円 有価証券償却 3,795百万円 その他有価証券評価差額金 52百万円 その他 16,710百万円 繰延税金資産小計 74,744百万円 評価性引当額 △5,845百万円 繰延税金資産合計 68,899百万円 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 △7,809百万円 退職給付信託設定益金不算入 △6,978百万円 その他 △4,170百万円 繰延税金負債合計 △18,958百万円 繰延税金資産の純額 49,940百万円 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	255,131	38,037	8,066	301,235	—	301,235
(2) セグメント間の内部経常収益	1,096	205	6,765	8,066	(8,066)	—
計	256,227	38,242	14,831	309,302	(8,066)	301,235
経常費用	201,861	38,483	15,166	255,511	(8,058)	247,453
経常利益(△は経常損失)	54,366	△240	△334	53,790	(8)	53,782
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	11,679,397	99,678	317,098	12,096,174	(111,860)	11,984,313
減価償却費	10,254	555	361	11,172	—	11,172
資本的支出	14,850	1,256	298	16,405	—	16,405

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他の事業………保証、ベンチャーキャピタル、金融商品取引業等

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外(国際業務)経常収益】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外(国際業務)経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外(国際業務)経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業を中心に、リース業、証券業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。また、当行はグループ戦略会議を設置し、グループ各社の事業の経営目標の設定及び履行状況の定期的な検証等を行い、グループ全体の経営管理を統括しております。なお、グループ各社が営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

(追加情報)

当連結会計年度から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

当行グループの銀行業サービス以外の区分のサービスについては、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

当行グループの本邦以外の外部顧客に対する取引及び当行グループの本邦以外に所在している有形固定資産については、重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

主要な顧客ごとの情報について、記載すべき重要なものはありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当行グループが営む銀行業以外の事業については重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

II 当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	円	523.87	540.87
1株当たり当期純利益金額	円	22.75	34.62
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	22.75	34.61

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	30,946	47,089
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	30,946	47,089
普通株式の期中平均株式数	千株	1,359,890	1,359,930
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	387	599
新株予約権	千株	387	599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の数 1,187千株)。 新株予約権3種類(新株予約権の数 7,292個)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権1種類(新株予約権の数 684千株)。 新株予約権4種類(新株予約権の数 7,912個)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	761,580	786,948
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	49,164	51,414
新株予約権	百万円	192	274
少数株主持分	百万円	48,972	51,139
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	712,416	735,534
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,359,887	1,359,904

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第9回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成20年 12月26日	11,400	11,400	2.56	なし	平成30年 12月26日
	第10回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成20年 12月26日	8,900	8,900	1.84	なし	平成30年 12月26日
	第11回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成21年 2月27日	5,700	5,700	2.48	なし	平成31年 2月27日
	第12回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成21年 2月27日	8,300	8,300	1.92	なし	平成31年 2月27日
	第13回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成21年 7月17日	20,000	20,000	1.82	なし	平成31年 7月17日
	第14回期限前償還条項 付無担保社債 (劣後特約付)	平成21年 7月17日	10,000	10,000	1.29	なし	平成31年 7月17日
合計	—	—	64,300	64,300	—	—	—

(注) 連結決算日後5年以内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	99,758	282,939	0.77	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	99,758	282,939	0.77	平成23年4月～ 平成33年9月
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出（加重平均）しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金（百万円）	201,798	3,858	2,176	1,482	623

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度末における資産除去債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	第4四半期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益 (百万円)	69,796	71,674	70,727	74,273
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	16,923	20,700	21,624	24,538
四半期純利益金額 (百万円)	9,545	11,609	11,977	13,958
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.01	8.53	8.80	10.26

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

②その他

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
現金預け金	728,373	854,674
現金	128,419	154,741
預け金	599,954	699,932
コールローン	92,425	143,395
買入金銭債権	206,039	180,135
特定取引資産	42,392	100,368
商品有価証券	9,464	72,018
特定金融派生商品	1,430	1,353
その他の特定取引資産	31,497	26,996
有価証券	※1, ※7 1,750,458	※1, ※7 2,004,082
国債	735,142	764,461
地方債	293,544	291,625
社債	※14 500,757	※14 740,664
株式	164,116	144,589
その他の証券	56,897	62,742
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※7, ※8 8,525,715	※2, ※3, ※4, ※5, ※7, ※8 8,644,177
割引手形	※6 34,784	※6 37,503
手形貸付	326,923	305,124
証書貸付	7,177,340	7,346,802
当座貸越	986,667	954,746
外国為替	4,839	3,948
外国他店預け	1,364	753
買入外国為替	※6 798	※6 806
取立外国為替	2,676	2,388
その他資産	119,144	123,456
前払費用	29,224	27,647
未収収益	14,185	13,240
先物取引差金勘定	—	4
金融派生商品	46,227	47,753
その他の資産	※7 29,507	※7 34,810
有形固定資産	※10, ※11 130,890	※10, ※11 127,628
建物	37,634	36,066
土地	※9 86,301	※9 86,663
建設仮勘定	1,049	572
その他の有形固定資産	5,904	4,325
無形固定資産	18,533	15,477
ソフトウェア	17,929	14,875
その他の無形固定資産	604	601
繰延税金資産	50,285	39,330
支払承諾見返	91,326	82,528
貸倒引当金	△78,599	△73,862
資産の部合計	11,681,828	12,245,341

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
負債の部		
預金	※7 10,448,323	※7 10,753,145
当座預金	404,941	396,751
普通預金	6,107,283	6,487,824
貯蓄預金	239,072	232,500
通知預金	72,085	85,700
定期預金	3,411,975	3,335,354
その他の預金	212,964	215,013
譲渡性預金	69,750	117,900
コールマネー	23,410	36,908
特定取引負債	1,573	1,460
商品有価証券派生商品	—	4
特定金融派生商品	1,573	1,456
借入金	114,619	※7 304,800
借入金	※12 114,619	※12 304,800
外国為替	85	28
売渡外国為替	64	2
未払外国為替	21	26
社債	※13 64,300	※13 64,300
その他負債	132,557	126,700
未払法人税等	20,085	3,403
未払費用	16,667	16,110
前受収益	4,487	4,176
先物取引差金勘定	4	—
金融派生商品	38,475	45,081
資産除去債務		28
その他の負債	52,836	57,899
役員賞与引当金	9	40
睡眠預金払戻損失引当金	934	898
偶発損失引当金	594	700
再評価に係る繰延税金負債	※9 22,048	※9 22,048
支払承諾	91,326	82,528
負債の部合計	10,969,533	11,511,461

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
純資産の部		
資本金	215,628	215,628
資本剰余金	177,244	177,244
資本準備金	177,244	177,244
利益剰余金	264,525	296,370
利益準備金	38,384	38,384
その他利益剰余金	226,141	257,986
固定資産圧縮積立金	1,305	1,234
別途積立金	118,234	118,234
繰越利益剰余金	106,602	138,517
自己株式	△689	△669
株主資本合計	656,709	688,573
その他有価証券評価差額金	23,901	13,516
繰延ヘッジ損益	△32	△9
土地再評価差額金	※9 31,524	※9 31,524
評価・換算差額等合計	55,393	45,031
新株予約権	192	274
純資産の部合計	712,294	733,879
負債及び純資産の部合計	11,681,828	12,245,341

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
経常収益	256,063	242,425
資金運用収益	197,133	182,230
貸出金利息	172,266	157,936
有価証券利息配当金	17,865	17,610
コールローン利息	410	484
預け金利息	2,751	2,696
その他の受入利息	3,839	3,501
役務取引等収益	44,921	45,440
受入為替手数料	10,699	10,070
その他の役務収益	34,221	35,370
特定取引収益	515	423
商品有価証券収益	452	393
その他の特定取引収益	63	30
その他業務収益	6,665	9,953
外国為替売買益	2,113	2,082
国債等債券売却益	986	1,194
金融派生商品収益	3,095	5,768
その他の業務収益	469	907
その他経常収益	6,826	4,377
株式等売却益	3,954	1,525
その他の経常収益	2,872	2,852
経常費用	203,209	167,445
資金調達費用	18,848	14,561
預金利息	12,871	8,160
譲渡性預金利息	393	128
コールマネー利息	198	499
借入金利息	3,064	3,099
社債利息	1,198	1,285
金利スワップ支払利息	6	8
その他の支払利息	1,114	1,379
役務取引等費用	14,679	15,008
支払為替手数料	1,856	1,861
その他の役務費用	12,823	13,147
特定取引費用	72	16
特定金融派生商品費用	72	16
その他業務費用	3,676	3,273
国債等債券売却損	651	2,211
国債等債券償還損	2,917	979
国債等債券償却	105	82
その他の業務費用	1	0
営業経費	104,578	103,122
その他経常費用	61,354	31,462
貸倒引当金繰入額	30,904	14,176
貸出金償却	23,478	14,249
株式等売却損	394	498
株式等償却	706	1,045
その他の経常費用	5,870	1,491

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
経常利益	52,853	74,980
特別利益	1,295	1,347
償却債権取立益	1,295	1,347
特別損失	3,041	371
固定資産処分損	3,041	359
その他の特別損失	—	11
税引前当期純利益	51,107	75,956
法人税、住民税及び事業税	29,869	13,195
法人税等調整額	△9,762	17,312
法人税等合計	20,107	30,507
当期純利益	31,000	45,449

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	215,628	215,628
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	215,628	215,628
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	177,244	177,244
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	177,244	177,244
資本剰余金合計		
前期末残高	177,244	177,244
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	177,244	177,244
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	38,384	38,384
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	38,384	38,384
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
前期末残高	1,456	1,305
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△150	△70
当期変動額合計	△150	△70
当期末残高	1,305	1,234
別途積立金		
前期末残高	118,234	118,234
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	118,234	118,234
繰越利益剰余金		
前期末残高	89,059	106,602
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
固定資産圧縮積立金の取崩	150	70
当期純利益	31,000	45,449
自己株式の処分	△8	△5
当期変動額合計	17,543	31,915
当期末残高	106,602	138,517

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	247,133	264,525
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
当期純利益	31,000	45,449
自己株式の処分	△8	△5
当期変動額合計	17,392	31,844
当期末残高	264,525	296,370
自己株式		
前期末残高	△712	△689
当期変動額		
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	55	48
当期変動額合計	22	20
当期末残高	△689	△669
株主資本合計		
前期末残高	639,294	656,709
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
当期純利益	31,000	45,449
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	46	42
当期変動額合計	17,414	31,864
当期末残高	656,709	688,573
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△5,241	23,901
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,142	△10,384
当期変動額合計	29,142	△10,384
当期末残高	23,901	13,516
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△69	△32
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37	22
当期変動額合計	37	22
当期末残高	△32	△9
土地再評価差額金		
前期末残高	31,524	31,524
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	31,524	31,524

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等合計		
前期末残高	26,213	55,393
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,179	△10,361
当期変動額合計	29,179	△10,361
当期末残高	55,393	45,031
新株予約権		
前期末残高	87	192
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	104	82
当期変動額合計	104	82
当期末残高	192	274
純資産合計		
前期末残高	665,595	712,294
当期変動額		
剰余金の配当	△13,598	△13,599
当期純利益	31,000	45,449
自己株式の取得	△32	△27
自己株式の処分	46	42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29,284	△10,279
当期変動額合計	46,699	21,585
当期末残高	712,294	733,879

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～60年 その他：2年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年から7年）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によることとしております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とすることとしております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 同左
5. 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	———
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 118,433百万円であります。 (2) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）を適用しております。 なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の財務諸表に与える影響はありません。 (4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。 (5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事実以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 破綻懸念先で、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 92,101百万円であります。 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。なお、当事業年度末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理 (4) 睡眠預金払戻損失引当金 同左 (5) 偶発損失引当金 同左

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
8. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
9. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによることとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価することとしております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をすることとしております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。 なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については、繰延ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(1) 金利リスク・ヘッジ 同左 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 同左 同左
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

【会計方針の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）を適用しております。 なお、これにより財務諸表に与える影響は軽微であります。 —————	————— (資産除去債務に関する会計基準) 当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。 なお、これにより財務諸表に与える影響は軽微であります。

【注記事項】
(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)														
※1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,509百万円 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 41,507百万円、延滞債権額は 154,578百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 7,625百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 29,017百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 232,730百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、35,582百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>981,807百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>49,239百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>35,316百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 122,198百万円及びその他の資産 5,171百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は 5,735百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,881,975百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,211,595百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	981,807百万円	貸出金	49,239百万円	預金	35,316百万円	※1. 関係会社の株式及び出資金総額 15,404百万円 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 16,393百万円、延滞債権額は 152,539百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 6,140百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 30,618百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 205,692百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、38,309百万円であります。 ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>1,006,756百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>28,521百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>38,511百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>190,180百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 128,088百万円及びその他の資産 8,073百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は 5,678百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,749,030百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 1,072,452百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	1,006,756百万円	貸出金	28,521百万円	預金	38,511百万円	借入金	190,180百万円
有価証券	981,807百万円														
貸出金	49,239百万円														
預金	35,316百万円														
有価証券	1,006,756百万円														
貸出金	28,521百万円														
預金	38,511百万円														
借入金	190,180百万円														

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 37,983百万円 ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 100,350百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 85,672百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 185,437百万円であります。 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。 ただし、銀行法施行規則第17条の7の3の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金及び利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上していません。	※9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 39,995百万円 ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 103,666百万円 ※11. 有形固定資産の圧縮記帳額 85,040百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 114,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債であります。 ※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 154,716百万円であります。 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。 ただし、銀行法施行規則第17条の7の3の規定により、剰余金の配当をする日における資本準備金及び利益準備金の総額が当該日における資本金の額以上であるため、当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金は計上していません。

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,204	72	93	1,183	(注) 1, 2
合計	1,204	72	93	1,183	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 79千株及び単元未満株式の買増請求 14千株によるものであります。

II 当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	1,183	65	82	1,166	(注) 1, 2
合計	1,183	65	82	1,166	

(注) 1. 自己株式数の増加は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式数の減少は、ストック・オプションの権利行使による譲渡 75千株及び単元未満株式の買増請求 6千株によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																																								
1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>有形固定資産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>118百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>76百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>41百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>36百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>24百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>22百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>2百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 なお、上記リース取引により使用している資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。		有形固定資産	取得価額相当額	118百万円	減価償却累計額相当額	76百万円	期末残高相当額	41百万円	1年内	20百万円	1年超	16百万円	合計	36百万円	支払リース料	24百万円	減価償却費相当額	22百万円	支払利息相当額	2百万円	1. ファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <td></td><td>有形固定資産</td></tr> <tr> <td>取得価額相当額</td><td>115百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td><td>96百万円</td></tr> <tr> <td>期末残高相当額</td><td>18百万円</td></tr> </table> - 未経過リース料期末残高相当額 <table> <tr> <td>1年内</td><td>15百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>1百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>16百万円</td></tr> </table> - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table> <tr> <td>支払リース料</td><td>20百万円</td></tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td><td>18百万円</td></tr> <tr> <td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr> </table> - 減価償却費相当額の算定方法 同左 - 利息相当額の算定方法 同左		有形固定資産	取得価額相当額	115百万円	減価償却累計額相当額	96百万円	期末残高相当額	18百万円	1年内	15百万円	1年超	1百万円	合計	16百万円	支払リース料	20百万円	減価償却費相当額	18百万円	支払利息相当額	1百万円
	有形固定資産																																								
取得価額相当額	118百万円																																								
減価償却累計額相当額	76百万円																																								
期末残高相当額	41百万円																																								
1年内	20百万円																																								
1年超	16百万円																																								
合計	36百万円																																								
支払リース料	24百万円																																								
減価償却費相当額	22百万円																																								
支払利息相当額	2百万円																																								
	有形固定資産																																								
取得価額相当額	115百万円																																								
減価償却累計額相当額	96百万円																																								
期末残高相当額	18百万円																																								
1年内	15百万円																																								
1年超	1百万円																																								
合計	16百万円																																								
支払リース料	20百万円																																								
減価償却費相当額	18百万円																																								
支払利息相当額	1百万円																																								
2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>123百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>156百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>280百万円</td></tr> </table>	1年内	123百万円	1年超	156百万円	合計	280百万円	2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>117百万円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>74百万円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>191百万円</td></tr> </table>	1年内	117百万円	1年超	74百万円	合計	191百万円																												
1年内	123百万円																																								
1年超	156百万円																																								
合計	280百万円																																								
1年内	117百万円																																								
1年超	74百万円																																								
合計	191百万円																																								

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成22年 3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	15,144
合計	15,144

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当事業年度(平成23年 3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	15,135
合計	15,135

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																												
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>60,492百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>3,553百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14,888百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>78,935百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△4,059百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>74,875百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△14,069百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△6,978百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,542百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△24,590百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>50,285百万円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が、法定実効税率の百分の五以下であるため、記載を省略しております。	貸倒引当金損金算入限度超過額	60,492百万円	有価証券償却	3,553百万円	その他	14,888百万円	繰延税金資産小計	78,935百万円	評価性引当額	△4,059百万円	繰延税金資産合計	74,875百万円	その他有価証券評価差額金	△14,069百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△6,978百万円	その他	△3,542百万円	繰延税金負債合計	△24,590百万円	繰延税金資産の純額	50,285百万円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金損金算入限度超過額</td><td>44,322百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券償却</td><td>3,458百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>14,079百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>61,860百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△3,962百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>57,897百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△7,696百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付信託設定益益金不算入</td><td>△6,978百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△3,892百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>△18,567百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>39,330百万円</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳 同左	貸倒引当金損金算入限度超過額	44,322百万円	有価証券償却	3,458百万円	その他	14,079百万円	繰延税金資産小計	61,860百万円	評価性引当額	△3,962百万円	繰延税金資産合計	57,897百万円	その他有価証券評価差額金	△7,696百万円	退職給付信託設定益益金不算入	△6,978百万円	その他	△3,892百万円	繰延税金負債合計	△18,567百万円	繰延税金資産の純額	39,330百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	60,492百万円																																												
有価証券償却	3,553百万円																																												
その他	14,888百万円																																												
繰延税金資産小計	78,935百万円																																												
評価性引当額	△4,059百万円																																												
繰延税金資産合計	74,875百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△14,069百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△6,978百万円																																												
その他	△3,542百万円																																												
繰延税金負債合計	△24,590百万円																																												
繰延税金資産の純額	50,285百万円																																												
貸倒引当金損金算入限度超過額	44,322百万円																																												
有価証券償却	3,458百万円																																												
その他	14,079百万円																																												
繰延税金資産小計	61,860百万円																																												
評価性引当額	△3,962百万円																																												
繰延税金資産合計	57,897百万円																																												
その他有価証券評価差額金	△7,696百万円																																												
退職給付信託設定益益金不算入	△6,978百万円																																												
その他	△3,892百万円																																												
繰延税金負債合計	△18,567百万円																																												
繰延税金資産の純額	39,330百万円																																												

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1株当たり純資産額	円	523.64	539.45
1株当たり当期純利益金額	円	22.79	33.42
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	22.78	33.40

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	31,000	45,449
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益	百万円	31,000	45,449
普通株式の期中平均株式数	千株	1,359,890	1,359,930
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	387	599
新株予約権	千株	387	599
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の数 1,187千株)。 新株予約権3種類(新株予約権の数 7,292個)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。	新株引受権1種類(新株予約権の数 684千株)。 新株予約権4種類(新株予約権の数 7,912個)。 なお、上記新株引受権及び新株予約権の概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成22年 3 月31日)	当事業年度 (平成23年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	712,294	733,879
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	192	274
新株予約権	百万円	192	274
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	712,102	733,605
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,359,887	1,359,904

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	118,466	1,438	326	119,578	83,512	2,890	36,066
土地	86,301	362	—	86,663	—	—	86,663
建設仮勘定	1,049	1,069	1,547	572	—	—	572
その他の有形固定資産	25,423	565	1,509	24,479	20,153	2,016	4,325
有形固定資産計	231,241	3,436	3,383	231,294	103,666	4,907	127,628
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	28,190	13,314	5,030	14,875
その他の無形固定資産	—	—	—	1,102	501	11	601
無形固定資産計	—	—	—	29,293	13,816	5,042	15,477

(注) 「無形固定資産」の金額は資産の総額の1%以下であるため、「前期末残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	37,514	37,814	—	37,514	37,814
個別貸倒引当金	41,084	36,047	18,912	22,171	36,047
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—
役員賞与引当金	9	40	9	—	40
睡眠預金払戻損失引当金	934	898	437	497	898
偶発損失引当金	594	700	335	258	700
計	80,137	75,502	19,695	60,442	75,502

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金……………洗替による取崩額
 偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	20,085	13,676	30,170	188	3,403
未払法人税等	16,091	10,627	24,058	143	2,517
未払事業税	3,993	3,048	6,111	45	885

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成23年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金 363,923百万円及び他の銀行への預け金 336,009百万円であります。
その他の証券	外国証券 36,928百万円、投資信託受益証券 25,323百万円その他であります。
前払費用	前払年金費用 25,638百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息 5,680百万円、有価証券利息配当金 4,446百万円その他であります。
その他の資産	デリバティブ取引の差入担保金 8,051百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金 6,584百万円、保証金 5,678百万円、投資有価証券未収金 5,407百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	外貨預金 151,665百万円その他であります。
未払費用	営業経費 7,971百万円、預金利息 6,251百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息 3,669百万円その他であります。
その他の負債	仮受金 43,377百万円（口座振替資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取（買増）手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.boy.co.jp/k_t/koukoku.htm
株主に対する特典	ありません

(注) 当行定款の定めにより、当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当行に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行の親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第149期）（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
---------------------------------------	-------------------------

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年6月23日
関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第150期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）	平成22年8月6日
第150期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）	平成22年11月19日
第150期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）	平成23年2月8日 関東財務局長に提出

(4) 発行登録書（社債）及びその添付書類

平成22年4月1日
関東財務局長に提出

(5) 訂正発行登録書

平成22年4月1日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。	平成22年4月30日
	平成22年6月22日
	平成22年6月23日
	平成22年6月24日
	平成22年7月7日
	平成22年8月6日
	平成22年11月19日
	平成23年2月8日 関東財務局長に提出

(6) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。	平成22年6月22日 関東財務局長に提出
---	-------------------------

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成22年6月24日
関東財務局長に提出

(7) 臨時報告書の訂正報告書

平成22年6月22日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。	平成22年7月7日 関東財務局長に提出
----------------------------------	------------------------

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 6 月16日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社横浜銀行の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社横浜銀行が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津 知充	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松崎 雅則	印
--------------------	-------	-------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社横浜銀行の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社横浜銀行が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月16日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第149期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月14日

株式会社横浜銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

梅津 知充

印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

松崎 雅則

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第150期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横浜銀行の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。